

## 金融商品取引法

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 松岡啓祐

### <授業の目的と到達目標>

金融商品取引法について、その規制内容と法的な問題点を深く理解させる。その具体的な内容には、上場会社等を中心とする情報開示（ディスクロージャー）の規制（証券の発行市場・流通市場・大量の株式の取引（企業買収等））、公認会計士・内部統制システム等の制度、不公正な取引（インサイダー取引、相場操縦等）の規制、投資勧誘の規制（適合性の原則、説明義務等）等の検討が含まれる。

そうした金融・資本市場を担う金融商品取引法の具体的な検討に当たっては、会社法やその他の関連法規の内容と制度趣旨（投資者の保護・公正な市場ルール等）を理解するとともに、実務上重要となる論点を適確に把握できる能力を涵養する。さらに、金融商品取引法を巡る紛争解決については、代表的な裁判例に関して多角的な検討を加えて、説得力のある解決を図るための法的思考力を修得させる。

### <科目の概要と方針>

証券市場（株式市場）を支える法である金融商品取引法の規制内容と問題点を学習する。商法・会社法を基礎として、よりビジネス・ローの実践的な能力を養成する。国際的なルールの影響も大きい。

授業方法は、いずれの回も双方向の対話型・ソクラテックメソッドによる質疑応答を中心に行い、商法や金融商品取引法（適宜、「金商法」という）の基本的な理解ができているかを確認しながら、適時に、問題（ケース等）を提示し、法的思考能力や分析能力の養成を図る。金商法は企業実務によるニーズが非常に高いため、法理論的な側面とともに、実務的側面についても深く考えさせる授業としたい。

授業に際しては、毎回の授業で扱う範囲について、担当教員が事前に指定する。そこで、指定された教科書および予め指示された複数の文献（判例を含む）を熟読し、また、事前に提示した設例や課題を検討したうえで、授業に出席することになる。

### <科目の内容>

#### 第1講 金融商品取引法の全体像

主な内容：金融商品取引法の全体像、歴史的経緯、法体系のなかでの位置づけ等

ねらい：まず全15講にわたる本授業の全体像を理解し、金融商品取引法の規制対象である金融・資本市場（マーケット）が担っている社会経済的役割と金商法の概容を把握させる。そして金商法と関わりの深い商法・会社法や独占禁止法との関係について、比較検討する。

#### 第2講 金融商品取引法の仕組み・目的・会社法との関係

主な内容：金融商品取引法の仕組み、法目的、情報開示の総論等

ねらい：第1講の全体像を踏まえて、金商法の目的や情報開示規制の意義と役割を考えながら、金融・資本市場はどのように規制されているのか、会社法との関連分野等も検討する。

#### 第3講 金融商品・有価証券概念とデリバティブ取引等

主な内容：金融商品・有価証券の概念とその機能、デリバティブ取引の規制等

ねらい：金商法上の有価証券という概念と役割を検討し、デリバティブ（金融派生商品）や、組合型のファンド、資産の流動化、仮想通貨等の金融商品の仕組みと法規制を学んでいく。

#### 第4講 株式・社債等の発行市場の規制

主な内容：発行市場と流通市場、発行市場の役割と法規制（目論見書等の開示）等

ねらい：証券取引所で取引される上場企業等による株式や社債等の発行に関わる規制の全体像を検討する。特に発行市場における目論見書等の開示規制等の役割を考えさせる。

#### 第5講 流通市場の開示（ディスクロージャー）規制—証券取引所の適時開示等を含む—

主な内容：流通市場の開示規制、定期的・臨時的開示、証券取引所の開示ルール、会社法との異同等  
ねらい：証券市場の中心である流通市場における情報開示規制の法制度を学ぶ。有価証券報告書をベースとして、開示の目的・対象、方法、時期、臨時報告書等の種類、商法・会社法との異同等について検討したうえで、連結開示や関連する判例等についても理解させる。

#### 第6講 粉飾決算と公認会計士等の責任に関する法規制

主な内容：粉飾決算の防止の意義、関連する法規制、公認会計士等の役割、内部統制システム等

ねらい：正確な情報開示を担保すべき監査制度について、粉飾決算や会計不正の事例を視野に入れながら、公認会計士制度や企業の内部統制といった法制度の考え方を習得させる。

#### 第7講 企業内容等の開示制度と民事責任等

主な内容：虚偽の情報開示に関する民事責任、刑事罰、課徴金等

ねらい：金商法上の発行・流通市場における虚偽の情報開示について、発行会社等の損害賠償責任

や、刑事罰、行政上の課徴金等の問題を学習する。関連する重要判例等も重要になる。

#### 第8講 企業買収 (M&A) ルール (1)、株式公開買付 (TOB) 制度

主な内容：公開買付制度の意義、適用範囲、情報開示規制等

ねらい：企業買収 (M&A) において近時かなり利用されている、金商法27条の2以下に規定される公開買付け (TOB) の意義と適用範囲等を学ぶ。そして、具体的な事例を踏まえながら、公開買付者等に対する情報開示規制の詳細な規制の内容を認識させる。

#### 第9講 企業買収ルール (2)、株式等の大量保有報告書制度 (5%ルール)

主な内容：公開買付けの行為規制、大量保有報告書制度の意義、法規制の具体的内容

ねらい：公開買付けの行為規制等について検討を加えるとともに、株券等の買占め情報等に関する情報開示手段として重要な金商法上の大量保有報告書制度の意義と内容を教授する。

#### 第10講 インサイダー取引規制 (1)

主な内容：インサイダー取引規制の意義、適用要件、罰則、歴史的経緯等

ねらい：証券市場における不正行為の代表例であるインサイダー取引規制について、数多くの裁判例等を取り上げながら、金商法166条等の規制の意義、適用要件、罰則等を検討する。

#### 第11講 インサイダー取引規制 (2)

主な内容：インサイダー取引と損害賠償責任、役員等の短期売買差益返還義務

ねらい：前回に引き続きインサイダー取引規制に関する適用要件等の主要な論点を扱う。また、インサイダー取引を防止する目的を持つ金商法164条の役員・主要株主の短期売買差益返還義務について、最高裁判例にも触れながらその意義と問題点を探っていく。

#### 第12講 相場操縦等の規制

主な内容：相場操縦等の意義、類型、要件、罰則および様々なケース

ねらい：主要な不正行為である相場操縦 (不正な株価操作等) について、具体的判例等も取り上げながら、金商法159条等の適用要件 (誘引目的・変動取引等)、類型、罰則等を検討する。

#### 第13講 風説の流布・偽計等の規制

主な内容：風説の流布・偽計等の意義、法規制の内容等

ねらい：近時、不正行為として注目される風説の流布や偽計の法規制について、金商法上の具体的な規制内容を検討する。規制の要件や効果、具体的な事例の検討等が重要となる。

#### 第14講 投資勧誘の規制 (1)

主な内容：適合性の原則、説明義務等

ねらい：証券会社による投資勧誘の規制について、適合性の原則等といった金商法の様々なルールを中心に学んでいく。そこでは多数に上る裁判例の動向、過失相殺の問題等を考える。

#### 第15講 投資勧誘の規制 (2)

主な内容：損失保証・補てんの禁止等、金融ADR、証券市場の規制監督機関

ねらい：不当な投資勧誘の規制のうち、損失保証や損失補てんの禁止、様々な業者の規制等について、問題点を学んでいく。金融ADR (裁判外の紛争解決) や証券市場の監督主体について学習する。また、「金商法」の法体系全体のまとめを行う。

<使用する教科書・参考書>

教科書：松岡啓祐『最新金融商品取引法講義』(最新の版を使用)

参考書：『金融商品取引法判例百選』

<成績評価方法>

成績評価は、①論述試験 (期末試験)、②平常点 (質疑応答、報告等) で行う。その比率は、①を70%、②を30%とする。

## 保険法

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 遠山 聡

### <授業の目的と到達目標>

保険法ならびに関連する法律分野（民商法、消費者契約法、保険業法など）に定める関連規定の体系的知識を習得し、重要な問題についての判例・学説を理解している。具体的には、損害保険契約および生命保険契約、傷害疾病定額保険契約の当事者と関係者・内容・成立・終了、各保険契約に関する保険事故と保険金等の請求手続など基本的な保険法の概要、制度目的を理解したうえで、保険法や普通保険約款に関する解釈論を通じて、保険契約関係において生じる様々な紛争の解決に至る道筋を論理的に説明することができる。また併せて、様々な制度的問題を踏まえて、保険法や普通保険約款に対する立法論的な検討を加えることができる。

### <科目の概要と方針>

保険法の規制内容を対象とするが、それに関連する諸法（一般法である民商法のほか、保険業法、消費者契約法など）、普通保険約款などの契約条項も取扱う。授業では、重要判例に基づく事例式の問題を出題し、当該問題に関連する裁判例の分析などを通じて保険法の解釈論を中心に、解説を行う。

### <科目の内容>

#### 第1講 保険制度および保険法の概要

主な内容：保険の技術的性格や保険事業の特徴、保険法の目的、片面的強行規定の意義など  
ねらい：保険制度全般に係る基本的知識を得る。

#### 第2講 保険法と普通保険約款

主な内容：保険契約の定義と種類、契約当事者・関係者、普通保険約款の拘束力など  
ねらい：保険法が規定する保険契約に関する基本的知識の習得。普通保険約款の意義や法的性質、拘束力の根拠などについて検討する。

#### 第3講 損害保険契約の内容

主な内容：損害保険契約の意義、保険価額と保険金額の関係、被保険利益など  
ねらい：損害保険契約の基本要素である被保険利益概念、損害保険契約の内容に関する保険法や約款の規定内容と解釈のあり方について紛争事例を通じて検討する。

#### 第4講 損害保険契約における利得禁止原則

主な内容：保険代位制度（残存物代位・請求権代位）、損益相殺、重複保険の処理など  
ねらい：損害保険契約により被保険者が利得することを防止するための保険法や約款の規定内容と解釈のあり方について紛争事例を通じて検討する。

#### 第5講 責任保険契約と被害者の保護

主な内容：責任保険契約における被害者の救済、専門家賠償責任保険など  
ねらい：損害保険契約の一種である責任保険契約の特殊性を踏まえて、保険契約関係にない被害者の保護をどのように図るかを理解し、その他様々な責任保険契約の解釈問題を検討する。

#### 第6講 自賠責保険と任意保険

主な内容：運行供用者責任と被害者の直接請求権、政府保障事業、自賠責保険と任意保険の違いなど  
ねらい：自賠法に定める自賠責保険の概要について理解するとともに、自動車保険（とくに賠償責任保険）の関係者間の利害調整に関する解釈問題を、紛争事例を通じて検討する。

#### 第7講 告知義務制度

主な内容：保険者による危険選択、告知義務の内容・義務違反の効果など  
ねらい：保険制度の前提となる危険選択について保険法や約款はどのような規定を置いているか、またその解釈上の問題点について紛争事例を通じて検討する。

#### 第8講 契約期間中の事情変更と保険者の解除権

主な内容：危険の増加や重大事由を理由とする解除、反社会的勢力排除条項など  
ねらい：保険法上、保険者が契約関係から離脱（解除権行使）できる場合にはどのような場合があるか、またそこにはどのような解釈問題が生じるか、紛争事例を通じて検討する。

#### 第9講 保険給付義務の履行期と消滅時効

主な内容：猶予期間（調査期間）の意義、消滅時効の起算点など  
ねらい：保険給付義務の履行期はいつ到来するか（遅延損害金の起算点）、保険給付請求権の消滅時効期間はいつから進行するかなどの解釈問題について、紛争事例を通じて検討する。

#### 第10講 生命保険契約の成立

主な内容：承諾前死亡、生命保険契約における告知義務、被保険者の同意など

ねらい：生命保険契約の成立要件・効力発生要件とともに、保険者および保険契約者・被保険者の保護をどのように調和させたかを理解するとともに、その解釈上の問題を検討する。

#### 第11講 保険金受取人の地位

主な内容：保険金請求権の固有権性、保険金受取人の変更方法、権利の取得割合、介入権制度など

ねらい：生命保険契約・傷害疾病定額保険契約に基づく権利の性質を理解し、複数の権利者における権利の帰属の問題について、紛争事例を通じて検討する。

#### 第12講 損害保険契約の保険金支払事由と免責事由

主な内容：「一定の偶然の事故」の意義、故意・重過失免責条項、主張立証責任など

ねらい：損害保険契約に定める保険金支払事由、免責事由を約款規定から正確に理解し、当該契約の保障範囲を適切に把握するとともに、関連する紛争事例の検討を行う。

#### 第13講 生命保険契約の保険金支払事由と免責事由

主な内容：被保険者の自殺免責、保険金受取人等の被保険者故殺免責など

ねらい：生命保険契約に定める保険金支払事由を前提として、とくに免責条項の解釈問題について、紛争事例を通じて検討する。

#### 第14講 傷害保険契約の保険金支払事由と免責事由

主な内容：傷害保険の3要素、被保険者の故意・重過失免責条項、免責の及ぶ範囲、主張立証責任など

ねらい：傷害疾病損害保険と傷害疾病定額保険の相違点を理解するとともに、保険金支払事由の内容と主張立証責任の所在について、紛争事例を通じて検討する。

#### 第15講 地震保険と地震免責条項

主な内容：地震保険制度の概要、地震免責条項の意義、地震免責条項に関する情報提供説明義務など

ねらい：火災保険契約において、なぜ地震損害が免責とされているかを理解したうえで、地震免責条項に関する解釈問題などを、紛争事例を通じて検討する。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書として、甘利公人ほか著・ポイントレクチャー保険法（第4版）

参考書として、保険法判例百選（第2版）

#### <成績評価方法>

成績評価：①期末試験70%

②課題20%

③平常点（質疑応答を含む平常の授業態度）10%

## 独占禁止法 I

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 大槻文俊

<授業の目的と到達目標>

ア 独占禁止法の目的を理解するとともに、当該目的と独占禁止法の規定の関係を理解すること。

イ 事業者、一定の取引分野、競争の実質的制限など、独占禁止法における基礎的な概念を理解すること。

ウ 独占禁止法2条5項（私的独占）、2条6項（不当な取引制限）および8条各号（事業者団体の違反行為）における構成要件について、解釈上の論点を理解するとともに、各規定の具体的な事例への適用の可否を判断できる能力を身につけること。

エ 課徴金制度の内容を理解し、具体的な事案において課徴金額を算定する能力を身につけること。刑事罰規定の適用における論点を把握すること。

オ 独占禁止法の国際的な適用に関する論点を把握すること。

<科目の概要と方針>

独占禁止法の沿革や法目的など基礎的な事項について解説し、次に、独占禁止法で禁止される行為のうち、不当な取引制限、事業者団体による違反行為および私的独占について解説する。また、これらに関連して、独占禁止法の国際的な適用、課徴金制度、刑事罰などについて解説する。不当な取引制限に関連して官製談合防止法についても解説する。前記事項の解説においては、法理論、違法性判断枠組み、法運用の実態などについて説明し、違反事例の検討も行う。独占禁止法Ⅱもあわせて履修することが望ましい。

授業の方法は、講義形式を基本としながら随時質疑応答を行うとともに、違反事例の検討においては適宜演習形式を併用する。

<科目の内容>

### 第1講 独占禁止法の沿革・目的・体系と公取委の組織

主な内容：独占禁止法の基になった米国の反トラスト法について概略を説明した後、独占禁止法の制定に至る経緯と制定後の法改正等の状況について説明する。次に、独占禁止法1条に規定される独占禁止法の目的について説明するとともに、独占禁止法による規制の体系について概略を説明する。さらに、独占禁止法の運用の中心を担う公正取引委員会の組織等について解説する。

ねらい：独占禁止法が担う役割および同法の体系について概略を理解すること。および、公正取引委員会とはどのような組織かを理解すること。

### 第2講 独占禁止法の執行等

主な内容：公正取引委員会の事件処理手続（課徴金、緊急停止命令を含む）を中心にして、刑事訴追、差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟など、独占禁止法の執行に関わる制度について、全体像を簡潔に説明する。事件処理手続については、旧制度にも言及する。

ねらい：独占禁止法の執行に関する仕組みの大枠を理解すること。併せて、事件処理手続について、現行制度と旧制度の違いを理解すること。

### 第3講 不当な取引制限（1）

主な内容：カルテル規制について事業者団体の規制も含めて大枠を説明した後、独占禁止法2条6項による規制の概略について説明する。更に、入札と入札談合の仕組みを説明する。また、事業者の定義についても解説する。

ねらい：入札談合を含めたカルテルの問題点を理解すること。独占禁止法における事業者の意義を理解すること。

### 第4講 不当な取引制限（2）

主な内容：2条6項にある「共同して」の要件について解説する。

ねらい：意思の連絡の概念について理解するとともに、様々な形の価格カルテルや入札談合などにおける意思の連絡の立証方法について理解すること。

### 第5講 不当な取引制限（3）

主な内容：2条6項にある相互拘束の要件について解説する。

ねらい：相互拘束の解釈に関する学説や判例の流れを理解し、いかなる場合に相互拘束が認められるべきであるかについて考察すること。

#### 第6講 不当な取引制限（4）

主な内容：2条6項にある「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」の要件について解説する。

ねらい：一定の取引分野の画定方法を理解すること。競争の実質的制限の意義に関する判例と学説の考え方を理解し、競争が実質的に制限されている否かの判断方法について理解すること。

#### 第7講 不当な取引制限（5）

主な内容：2条6項にある「公共の利益に反して」の文言について解説し、行政指導と独占禁止法の関係についても解説する。また、排除措置の内容と既往の違反行為に対する排除措置命令について解説する。さらに、官製談合防止法について解説する。

ねらい：「公共の利益に反して」の解釈に関する諸学説と判例の異同を理解すること。行政指導が行われた場合の事業者の行為に関する違法性判断の在り方について考えること。いかなる場合に既往の違反行為に対する排除措置命令がおこなわれるべきかについて考察すること。および、官製談合防止法の意義と限界について理解すること。

#### 第8講 事業者団体の規制（1）

主な内容：独占禁止法2条2項を中心として事業者団体とは何かを説明し、事業者団体の行為規制の概略を見る。次に、禁止される事業者団体の行為のうち独占禁止法8条1号に規定される行為について解説する。

ねらい：いかなるものが事業者団体に当たるのかを理解すること。8条1号に違反する行為と2条6項に該当する行為の異同を理解すること。

#### 第9講 事業者団体の規制（2）

主な内容：独占禁止法8条3号、8条4号および8条5号について解説する。

ねらい：いかなる行為が8条3号の「事業者の数を制限する」に該当するか、およびいかなる行為が8条4号の「機能又は活動を不当に制限する」に該当するかを理解すること。8条5号の解釈上の論点について考察すること。

#### 第10講 私的独占（1）

主な内容：独占禁止法2条5項の構成要件について概略を説明した後、私的独占事件のうち排除行為のみの事例をいくつか取り上げて検討する。

ねらい：2条5項にある排除行為とは何か、排除行為と正常な競争手段を分ける基準について考察すること。具体例を検討する中で、排除行為に関する理解を深めるとともに、一定の取引分野の画定の実際や行為から生ずる競争制限効果の内容について理解すること。

#### 第11講 私的独占（2）

主な内容：前回にひきつづき、排除行為のみの事例を取り上げて検討する。

ねらい：具体例を検討する中で、排除行為に関する理解を深めるとともに、一定の取引分野の画定の実際や行為から生ずる競争制限効果の内容について理解すること。

#### 第12講 私的独占（3）

主な内容：私的独占事件のうち支配行為のみの事例のほか、排除行為と支配行為の両方がある事例について検討する。

ねらい：具体例を検討する中で、排除行為および支配行為に関する理解を深めるとともに、一定の取引分野の画定の実際や行為から生ずる競争制限効果の内容について理解すること。排除行為と支配行為の関係について考察すること。

#### 第13講 課徴金制度（1）

主な内容：不当な取引制限を行なった事業者に対する課徴金のうち、課徴金の対象となる行為および課徴金の基本的な算定方法（算定の基礎、算定率など）について解説する。

ねらい：課徴金制度の趣旨について理解するとともに、課徴金算定の基礎となる商品・役務の範囲や密接関連業務などについて理解すること。

#### 第14講 課徴金制度と刑事罰

主な内容：不当な取引制限を行なった事業者に対する課徴金のうち、課徴金の割増し、課徴金減免制度（調査協力減算制度を含む）について解説する。私的独占を行なった事業者に対する課徴金についても触れる。また、刑事罰について、不当な取引制限を行なった事業者や従業員などに対する規定を中心にして、両罰規定、専属告発制度、告発基準など主要な制度について解説し、犯則調査手続にも触れる。

ねらい：課徴金を割り増す規定（独占禁止法7条の3）については、適用上の要点について理解すること。課徴金減免制度の課題について考えること。独占禁止法における刑事罰の規定の特徴を理解すること。

## 第15講 国際取引と独禁法

主な内容：国際カルテルの事例とそれに対する公正取引委員会の対応や独禁法の域外適用について解説するとともに、各国の競争当局の間で締結される協力協定などにも触れる。

ねらい：日本国内の市場の競争に悪影響を与える行為の一部または全部が日本の国外で行われる場合、いかなる独占禁止法の適用が可能かについて考えること。

### <使用する教科書・参考書>

教科書：泉水文雄『独占禁止法』（有斐閣、2022年）

参考書：川浜昇ほか編『経済法判例・審決百選（第3版）』別冊ジュリスト（有斐閣、2024年）

### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②平常点（質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や授業における発言の内容の評価）30%とする。

## 独占禁止法Ⅱ

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 大槻文俊

<授業の目的と到達目標>

- ア 企業結合規制における違法性判断や手続について、公正取引委員会のガイドラインの要点を把握すること。
- イ 不公正な取引方法の定義規定の全体像を把握し、各行為類型について、解釈上の論点を理解するとともに、不公正な取引方法を定義する諸条項について、具体的な事例への適用の可否を判断できる能力を身につけること。
- ウ 独占禁止法適用の限界について理解すること。
- エ 独禁法違反行為にかかわる民事的救済制度の論点を把握すること。

<科目の概要と方針>

独占禁止法Ⅰの内容を理解していることを前提として講義を行う。競争制限的な企業結合、不公正な取引方法、知的財産が関わる行為への独占禁止法の適用問題、独占禁止法適用の限界などについて解説する。また、独占禁止法に関連する法律である景品表示法についても解説する。法理論、違法性判断枠組み、法運用の実態などについて解説し、違反事例の検討も行う。

授業の方法は、講義形式を基本としながら随時質疑応答を行うとともに、違反事例の検討においては適宜演習形式を併用する。

<科目の内容>

### 第1講 市場集中規制（1）

主な内容：集中の規制の全体像を概観した後、企業結合審査ガイドラインに沿って、公正取引委員会による企業結合審査の流れや審査の手続きについて解説する。更に、個々の結合形態（株式保有、役員兼任、合併、共同新設分割と吸収分割、共同株式移転、事業譲受等）について事前届出の基準などを解説する。

ねらい：集中の規制の全体像を把握すること。企業結合審査の流れを理解すること。企業結合の事前届出制度における手続や届出基準について理解すること。

### 第2講 市場集中規制（2）

主な内容：企業結合審査における「一定の取引分野」の画定と「競争を実質的に制限することとなる」か否かの判断方法について解説する。競争の実質的制限については、結合の三つの型（水平型、垂直型および混合型）における判断の要点などを、実際の企業結合事例を取り上げながら解説する。また、問題解消措置についても解説する。

ねらい：企業結合審査における「一定の取引分野」の画定の特徴や画定における諸論点について理解すること。競争の実質的制限の判断方法について理解すること。

### 第3講 一般集中規制

主な内容：一般集中規制（独占禁止法9条および11条）について解説する。特に、9条について、その沿革を説明するとともに、「事業支配力が過度に集中すること」について、公正取引委員会のガイドラインに依拠しながら解説する。

ねらい：一般集中規制については、「事業支配力が過度に集中すること」に当たる場合としてどのようなものがあるかを理解すること。

### 第4講 不公正な取引方法（総論）

主な内容：不公正な取引方法の全般的な説明を行う。不公正な取引方法における法定の行為類型と指定の行為類型の異同、公正競争阻害性の意味、公正競争阻害性を表す文言の使い分け、公正競争阻害性と社会的相当性との関係について解説する。

ねらい：不公正な取引方法の規制の大枠を把握すること。

### 第5講 不公正な取引方法（再販売価格維持）

主な内容：流通・取引慣行ガイドラインや裁判例等を参照しながら、独占禁止法2条9項4号（再販売価格維持）の「拘束」について、解釈や法適用上の論点について解説する。また、再販売価格維持行為の競争阻害効果について解説する。

ねらい：いなくなる場合に相手方などの事業者を拘束していると言えるか理解すること。ブランド内競争を制限することによる競争阻害効果について考察すること。

### 第6講 不公正な取引方法（排他条件付取引）

主な内容：排他条件付取引（一般指定11項）について、流通・取引慣行ガイドラインの違法性判断基

準を参照しながら、排他的供給取引を中心に解説する。

ねらい：いかなる場合に排他条件を付けることに当たるのかを理解すること。排他的な条件を付けた取引により他の事業者が市場から排除される場合の競争阻害効果とはいかなるものか、考察すること。

#### 第7講 不公正な取引方法（拘束条件付取引（1））

主な内容：審決や判決にある事例と流通・取引慣行ガイドラインを参照しながら、拘束条件付取引（一般指定12項）について、規制の対象となる多様な行為、およびそれら各行為の競争阻害効果について解説する。

ねらい：拘束条件付取引の主たる行為類型を理解すること。一般指定12項を適用すべき事例と2条9項4号や一般指定11項を適用すべき事例との区別について考えること。

#### 第8講 不公正な取引方法（拘束条件付取引（2）と欺瞞的顧客誘引）

主な内容：拘束条件付取引のうちデジタル・プラットフォームに関連する行為を中心に解説する。また、欺瞞的顧客誘引（一般指定8項）について、不当表示の問題を中心に解説する。景品表示法にも触れ、主として表示規制について解説する。

ねらい：デジタル・プラットフォームが関わる行為の特徴について理解すること。表示の問題については、商品・役務に関するいかなる表示が違法となるか理解すること。

#### 第9講 不公正な取引方法（取引拒絶、抱合販売）

主な内容：共同の取引拒絶（独占禁止法2条9項1号、一般指定1項）とその他の取引拒絶（一般指定2項）について、審決や判決にある事例を参照しながら解説する。抱合販売（一般指定10項）についても、審決や判決にある事例を参照しながら解説する。また、抱合販売に関連して、公正競争阻害性の判断における社会的妥当性の考慮についても触れる。

ねらい：不公正な取引方法としての取引拒絶と私的独占や不当な取引制限との違いを整理すること。抱合販売の公正競争阻害性について考えること。公正競争阻害性の判断において社会的妥当性を考慮すべき場合について考察すること。

#### 第10講 不公正な取引方法（不当廉売、差別対価）

主な内容：不当廉売（独占禁止法2条9項3号、一般指定6項）について、不当廉売ガイドラインや審決にある事例を参照しながら解説する。また、差別対価（独占禁止法2条9項2号、一般指定3項）について解説する。

ねらい：商品（または役務）を低価格で販売することが違法となる理由について考えるとともに、不当廉売規制の問題点について理解すること。また、差別対価について、その競争阻害効果に関する考え方を理解すること。

#### 第11講 不公正な取引方法（優越的地位の濫用）

主な内容：優越的地位の濫用（独占禁止法2条9項5号）について、優越的地位とはいかなるものか、どのような行為が濫用行為に当たるか、および濫用行為の公正競争阻害性とはいかなるものかについて、違法とされた事例や公取委のガイドラインを参照しながら解説する。また、取適法にも簡単に触れる。

ねらい：優越的地位の濫用の公正競争阻害性と他の不公正な取引方法の公正競争阻害性との違いを理解し、独占禁止法の中での位置づけを考えること。

#### 第12講 不公正な取引方法（取引妨害）

主な内容：競争者に対する取引妨害（一般指定14項）について、競争手段として不公正なものと自由競争を減殺するものを、事例を参照しながら解説する。

ねらい：一般指定14項と他の不公正な取引方法の規定の適用についての使い分けについて考えること。

#### 第13講 知的財産法と独禁法

主な内容：独占禁止法21条によって独占禁止法の適用が除外される範囲について解説する。合わせて、知的財産利用ガイドラインや審決等で違法とされた事例を参照しながら、知的財産権に関連する独禁法違反行為について解説する。

ねらい：知的財産法と独占禁止法の関係をいかに捉えるかべきかを考え、21条の「権利の行使と認められる行為」の意味を理解すること。知的財産の利用と関係する事業活動の拘束が、いかなる場合に独占禁止法に違反するかを理解すること。

#### 第14講 独禁法適用の限界および民事的救済制度

主な内容：政府規制がある事業分野（電気通信、電気、ガス、旅客運送その他）において、独占禁止法が適用可能な範囲について検討する。加えて、再販売価格維持の適用除外制度と組合の行為に対する適用除外制度について解説する。民事的救済制度については、私人が独占禁止法違反行為の差し止めを請求できる制度と、独占禁止法違反行為を行った者に対する損

害賠償請求制度について解説する。

ねらい：事業法など競争を一定程度制限する法律がある場合に、独占禁止法をどこまで適用すべきかについて考えること。著作物等に関する再販売価格維持行為を独占禁止法の適用除外とする制度の問題点について理解すること。および、私人が独占禁止法に関する差止訴訟や損害賠償訴訟を起こす際の問題点について考察すること。

#### 第15講 まとめ

主な内容：独禁法の体系的整理を行う。また、14回目までで取り上げることができなかった新しい事件や問題について検討する。

ねらい：独禁法を俯瞰的な視点からながめ、独禁法の個々の条文解釈や事例などの知識を、体系的に整理し理解すること。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書：泉水文雄『独占禁止法』（有斐閣、2022年）

参考書：川浜昇ほか編『経済法判例・審決百選（第3版）別冊ジュリスト（有斐閣、2024年）

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②平常点30%（質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や授業における発言の内容の評価）とする。

## 労働法Ⅰ（基本領域）

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 石田 信平

<授業の目的と到達目標>

ア 労働法の体系と特殊性を理解する。

イ 労働契約の解釈について、重要な原則と基本的な視点を理解する。

ウ アとイに関する知識とともに、労働契約法と労働基準法の基本的知識およびそれらに関する裁判例の基本的な知識を修得する。

エ 労働基準法、労働契約法やそれらに関する裁判例の基本的な視点や知識にそくして、事例問題を解く力を養う。

<科目の概要と方針>

授業レジュメを事前に配布するので、予習のうえ講義に参加してください。講義の目的は、裁判例にそくした形で事例問題を解くための基本的な知識や視点を涵養することです。その目的を達成するために、取り扱われるテーマに関して、担当教員が解説・説明したうえで、レジュメに記載されている事例問題（司法試験過去問が中心）について受講生に意見を求める、という形で講義を進めます。講義形式と演習形式を併用した形となります。成績評価は、期末の定期試験（70%）と講義期間中の中間試験（30%）に基づいて行います。いずれの試験でも、司法試験に類似した事例問題を出題します。

<科目の内容>

### 第1講 労働法総論

主な内容：労働法の特異性、労働関係の特徴、労働法の体系など

ねらい：労働法規の解釈において重要となる視点を学ぶ。

### 第2講 労働者性

主な内容：労働基準法・労働契約法・労働組合法上の労働者性

ねらい：労働法の適用範囲を画する概念である「労働者」の判断基準を理解し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第3講 就業規則と労働契約

主な内容：就業規則と労働契約の関係、就業規則の周知、就業規則変更による労働条件の不利益変更、就業規則変更に対する労働者同意の意義

ねらい：就業規則による労働条件決定・変更の法理論を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第4講 解雇・退職・退職勧奨

主な内容：合意解約と退職、解雇権濫用規制、整理解雇の四要素、退職勧奨

ねらい：上記内容をめぐる法的な考え方を理解し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第5講 雇止め・期間途中の中途解約・変更解約告知

主な内容：契約期間の意義とそれに対する法規制、期間途中の中途解約、雇止めの効力、変更解約告知と留保付き承諾

ねらい：有期労働契約に対する法規制や変更解約告知の有効性に関する判断基準を理解し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第6講 採用・試用期間

主な内容：採用の自由、採用内定・内々定の法的性質、内定取消しの効力、試用期間の法的性質と効力、募集広告内容と労働契約内容の関係

ねらい：採用や試用期間をめぐる基本的な知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第7講 賃金と休職

主な内容：賃金請求権の発生要件、賃金に対する法的規制、賞与と退職金の保護規制、起訴休職の有効要件

ねらい：上記内容を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第8講 懲戒（1）

主な内容：労働者の企業秩序遵守義務と懲戒権の法的根拠、懲戒処分の有効要件、私生活上の非違行為を理由とする懲戒処分、内部告発を理由とする懲戒処分

ねらい：懲戒権の法的性質や法的根拠論を理解するとともに、私生活上の非違行為や内部告発を理由とする懲戒処分の有効要件を学び、それらを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

## 第9講 懲戒（2）

主な内容：身なりや服装を理由とする懲戒処分、兼業を理由とする懲戒処分、経歴詐称を理由とする懲戒処分

ねらい：第8講で修得した懲戒処分の有効要件を再確認するとともに、身なりや服装を理由とする懲戒処分、兼業や経歴詐称を理由とする懲戒処分の有効要件を学び、それらを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

## 第10講 配転・出向・転籍

主な内容：配転・出向・転籍の法的根拠と有効要件、出向先と出向元の懲戒権の分配問題

ねらい：上記内容を修得して、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

## 第11講 中間試験

主な内容：事例問題形式の中間試験を行う

ねらい：これまでの講義内容に関する法的知識を確認し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

## 第12講 人事考課・降格

主な内容：人事考課の適法性と違法性、降格の有効要件、昇進・昇格をめぐる法的問題

ねらい：人事考課と降格、昇進、昇格をめぐる法律問題に検討を加えることによって、これらに関する法的理解を促進する。また、これらに関する具体的な労働紛争を解決できる力を養う。

## 第13講 労働時間

主な内容：労働時間の概念、時間外・休日労働命令の有効要件、定額残業代と労基法37条の割増賃金の関係

ねらい：労働時間法制や裁判例の考え方を理解して、それらを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

## 第14講 労働災害

主な内容：労災保険法と業務起因性、安全配慮義務違反・不法行為に基づく損害賠償請求、労災保険給付と損害賠償との調整

ねらい：上記内容を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

## 第15講 傷病と契約終了

主な内容：私傷病休職命令と復職拒否の有効要件、私傷病を理由とする普通解雇の有効性、業務上の傷病を理由とする解雇制限

ねらい：上記内容に関する基本的な考え方を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

## <使用する教科書・参考書>

教科書は使用しません。事前に配布するレジюмеにそって講義を進めます。

参考資料：菅野和夫『労働法 第13版』（弘文堂、2024年）

荒木尚志『労働法 第5版』（有斐閣、2022年）

大内伸哉『最新重要判例200 第8版』（弘文堂、2024年）

水町勇一郎・緒方桂子編著『事例演習労働法 第3版』（有斐閣、2023年）

大内伸哉編著『労働法 演習ノート』（弘文堂、2011年）

## <成績評価方法>

期末試験（70%）と中間試験（30%）で行う。

## 労働法Ⅱ（展開領域）

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 石田 信平

<授業の目的と到達目標>

ア 労働組合法の解釈について、重要な原則と基本的な視点を理解する。

イ 労働法Ⅰ（基本領域）で扱うことができなかつた発展領域に関する基本原則を理解する。

ウ アとイに関する知識とともに、労働契約法、労働基準法、労働組合法に関する裁判例の基本的な知識を修得する。

エ 労働法規および労働契約の解釈に関する基本的な視点や知識にそくして、事例問題を解く力を養う。

<科目の概要と方針>

授業レジュメを事前に配布するので、予習のうえ講義に参加してください。講義の目的は、裁判例にそくした形で事例問題を解くための基本的な知識や視点を涵養することです。その目的を達成するために、取り扱われるテーマに関して、担当教員が解説・説明したうえで、レジュメに記載されている事例問題（司法試験過去問が中心）について受講生に意見を求める、という形で講義を進めます。講義形式と演習形式を併用した形となります。成績評価は、期末の定期試験（70%）と講義期間中の中間試験（30%）に基づいて行います。いずれの試験でも、司法試験に類似した事例問題を出題します。

<科目の内容>

### 第1講 労働組合

主な内容：ユニオンショップ協定、チェックオフ、労働組合の統制権

ねらい：上記内容に関する法制度と裁判例の基本的な内容を理解し、それらを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第2講 団体交渉

主な内容：団体交渉の担当者、団体交渉の対象事項、誠実交渉義務、共同交渉の可否、団交拒否の法的救済

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それらを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第3講 労働協約

主な内容：労働協約の不利益変更、労働協約の一般的拘束力、労働協約の解約、労働協約失効後の労働条件

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用できる力を養う。

### 第4講 ストライキ

主な内容：正当性の判断基準、正当性のない争議行為の法的責任、争議行為と賃金、違法な争議行為に関する労働者個人の責任、ロックアウト

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第5講 組合活動

主な内容：正当性の判断基準、施設管理権と組合活動、職務専念義務と組合活動、情宣活動の正当性

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを労働紛争に適用できる力を養う。

### 第6講 不当労働行為①——不利益取扱いと不当労働行為の主体

主な内容：採用拒否と不利益取扱い、不利益取扱いの意思、不当労働行為の主体、大量観察方式

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第7講 不当労働行為②——支配介入

主な内容：使用者の言論と支配介入、チェックオフの廃止や掲示板撤去と支配介入、支配介入行為の使用使用者への帰責、支配介入の意思

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第8講 不当労働行為③——その他の論点

主な内容：不利益取扱いと支配介入、併存組合と不当労働行為、会社解散と不当労働行為

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第9講 不当労働行為に対する救済命令と労組法7条の私法上の効力

主な内容：不当労働行為申立の要件、労働委員会の裁量権と救済命令の限界、労組法7条の私法上の効力

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第10講 中間試験

主な内容：集团的労働関係法に関する事例問題形式の試験を行う

ねらい：集团的労働関係法に関する法的知識を確認し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

#### 第11講 労働者の人権保障

主な内容：採用における労働者のプライバシー保護、労働者のメールチェック・所持品調査、労働者に対する留学費用の返還請求

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

#### 第12講 ワークライフバランス

主な内容：年次有給休暇の時季指定権と時季変更権、年次有給休暇取得に伴う不利益取扱い、配置転換とワークライフバランス

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

#### 第13講 労基法上の差別禁止規制、有期契約労働者・短時間労働者に対する均衡処遇原則

主な内容：労基法上の差別禁止規制と男女雇用機会均等法、非正社員と正社員の均衡処遇原則

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

#### 第14講 組織変動

主な内容：事業譲渡と労働契約関係、会社分割と労働契約関係、法人格否認の法理、組織変動における不当労働行為

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

#### 第15講 労働者派遣

主な内容：黙示の労働契約の成立要件、期間途中の解約の有効要件、派遣労働者の雇止め、派遣先に対する団体交渉

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書は使用しません。事前に配布するレジュメにそって講義を進めます。

参考資料：菅野和夫『労働法 第13版』（弘文堂、2024年）

荒木尚志『労働法 第5版』（有斐閣、2022年）

大内伸哉『最新重要判例200 第8版』（弘文堂、2024年）

水町勇一郎・緒方桂子編著『事例演習労働法 第3版』（有斐閣、2023年）

大内伸哉編著『労働法 演習ノート』（弘文堂、2011年）

#### <成績評価方法>

期末試験（70%）と中間試験（30%）で行う。

## 労働法演習

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 石田 信平

<授業の目的と到達目標>

ア 労働法のリーディングケースに関する知識を修得する。

イ 労働法のリーディングケースに関する議論を通じて、それぞれの労働判例の意義と射程を理解し、類似する事案に適用できるようになる。

ウ 演習参加者間の議論を通じて、労働判例を評価する多角的な見方を修得する。

<科目の概要と方針>

講義の目的は、重要労働判例の規範だけではなく前提となっている事案を的確に把握し、類似事案に適用する能力を養うことです。その目的を達成するために、『労働判例百選（第10版）』（有斐閣、2022年）と最新の労働判例を講読します。最新の重要労働判例と『労働判例百選』に掲載されている判例を毎回の授業で扱います。講義で取り上げる重要判例は事前に配布しますので、『労働判例百選』と併せて予習のうえ、講義に参加してください。また、最新の労働判例において重要な規範がどのように扱われているかを学びます。なお、第1～4講では、労働法Ⅱ（展開領域）で扱うことができなかったテーマを取り上げます。

<科目の内容>

### 第1講 ワークライフバランス

主な内容：年次有給休暇の法的性質、時季指定権と時季変更権、年休の争議行為利用

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第2講 労働者の人権保障

主な内容：不当な人身拘束に対する法規制、労働者のプライバシー保護など

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第3講 平等原則、均衡処遇

主な内容：男女同一賃金、国籍・信条・社会的身分を理由とした差別、正社員と非正社員の不合理な処遇格差

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第4講 労働者派遣

主な内容：黙示の労働契約の成立要件、期間途中の解約の有効要件、派遣労働者の雇止め、派遣先に対する団体交渉

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

### 第5講 労働関係における労働者・使用者、契約締結過程の規制、採用・採用内定・試用期間

主な内容：労働判例百選（1、2、3、4、7、8、9、10、11）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

### 第6講 人格的利益の保護、就業規則

主な内容：労働判例百選（12、13、16、17、18、23、24）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

### 第7講 就労請求権、私傷病休職、競業禁止義務、賃金など

主な内容：労働判例百選（25、26、27、28、29、31、32、33、34）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

### 第8講 労働時間

主な内容：労働判例百選（35、36、37、38、39、40、41、42）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

### 第9講 年次有給休暇、労災補償

主な内容：労働判例百選（43、44、45、46、47、49、51）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

### 第10講 懲戒処分

主な内容：労働判例百選（52、53、54、55、56、58、59）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

### 第11講 人事、組織変動

主な内容：労働判例百選（60、61、62、63、64、65、66、67）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

#### 第12講 退職、解雇①

主な内容：労働判例百選（68、69、70、71、72）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

#### 第13講 退職、解雇②

主な内容：労働判例百選（73、74、75、76、77）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

#### 第14講 労働組合の内部関係、組合活動

主な内容：労働判例百選（83、84、85、86、87、88、89）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

#### 第15講 労働協約、ストライキ

主な内容：労働判例百選（90、91、92、93、94、95、96）と最新労働判例の検討

ねらい：労働法のリーディングケースおよび最新労働判例の内容と射程を理解する。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書：村中孝史＝荒木尚志『労働判例百選 第10版』（有斐閣、2022年）

参考資料：大内伸哉『最新重要判例200 第8版』（弘文堂、2024年）

#### <成績評価方法>

期末試験（70%）と平常点（授業中の質疑応答や出席状況など、30%）で行う。

## 執行・保全法

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院准教授 河崎 祐子

### <授業の目的と到達目標>

民事執行・保全法は、判決等で公認された民事上の権利義務関係を実現するための手続を定めたものです。その中核は、権利を実現するために国家の強制力を発動させ、義務の（強制的）履行をつうじて法的関係を現実化しようとするところにあります。この授業では、このような民事執行法および民事保全法についての総合的な知識と考え方を体系的に習得することを目的とします。

そのため、本授業では、実体法や他の手続法との連関のなかにこれらの手続を位置づけ、特に手続の意義や目的に注目しながら、法律実務家に求められるマインドとスキルを身につけることを到達目標としています。より具体的には、簡単な事例問題を解き、そこに内在する多様な法的論点を明らかにし、それらを法的に「調整」するための視座と感性を醸成することを目指します。

### <科目の概要と方針>

民事訴訟法についての標準的な理解を前提として、判決等で公認された民事上の権利義務関係を実現するための仕組みである民事執行・保全の制度について、司法試験を突破し、法律実務家として求められる体系的な理解を習得できるようにします。

授業は、あらかじめ提示するレジメに沿って進めます。各回の授業においては、レジメ記載の問いを質疑と応答をつうじてともに考えることにより、知識および理解の定着・深化を図ります。

さらに、民事執行法の核をなす不動産執行についての小括として中間試験を実施し、知識の整理・習得の機会を設けることにより、授業の目標を達成する手助けとします。

### <科目の内容>

#### 第1講 序論

主な内容：民事執行・保全制度の概観

ねらい：民事執行の意義、民事裁判制度上の位置づけ、民事執行法・民事保全法の意義・歴史、民事執行手続の特徴、執行手続の種類。

#### 第2講 強制執行総論①

主な内容：強制執行手続の開始・手続の主体

ねらい：開始要件、執行対象の適格、執行手続の当事者・執行機関、執行機関の処分に対する不服申立て。

#### 第3講 強制執行総論②

主な内容：債務名義・執行文

ねらい：債務名義の意義・種類、執行文の意義・種類、執行文付与の要件・手続・救済。

#### 第4講 強制執行各論①

主な内容：金銭執行総論・不動産執行1

ねらい：金銭執行の意義・手続・開始要件、不動産執行制度の輪郭・不動産執行手続の開始、差押えの効力。

#### 第5講 強制執行各論②

主な内容：不動産執行2

ねらい：売却の準備（現況調査・不動産評価・売却基準価格・無剰余主義・物件明細書・内覧・保全処分等）。

#### 第6講 強制執行各論③

主な内容：不動産執行3

ねらい：売却手続（手続の輪郭・売却の方法、売却決定）、売却条件。

#### 第7講 強制執行各論④

主な内容：不動産執行4

ねらい：買受人の所有権取得、引渡命令、債権者の満足（配当要求・配当の実施）、強制管理。

#### 第8講 強制執行各論⑤

主な内容：船舶執行・動産執行1

ねらい：船舶執行の意義・輪郭、船舶執行の手続、船舶執行における調整、動産執行の意義・特徴、動産執行の手続（前編：差押え）。

#### 第9講 強制執行各論⑥

主な内容：動産執行2・債権執行1

ねらい：動産執行の手続（後編：換価・満足）、動産担保権実行、債権執行の意義・特殊性、債権執行適格、債権執行の手続（前編：差押え）。

#### 第10講 小 括

主な内容：中間試験

ねらい：不動産執行を中心に小括的な中間試験を実施。

#### 第11講 強制執行各論⑦

主な内容：債権執行 2

ねらい：債権執行の手続（後編：換価・満足）、その他財産権に対する執行。

#### 第12講 強制執行各論⑧

主な内容：非金銭執行

ねらい：非金銭執行総論、引渡執行、作為・不作為の強制執行、意思表示の強制執行。

#### 第13講 執行救済

主な内容：執行関係訴訟

ねらい：執行救済総論、執行文付与をめぐる訴え、請求異議の訴え、第三者異議の訴え。

#### 第14講 民事保全①

主な内容：民事保全制度総論・民事保全各論 1

ねらい：民事保全制度の意義・構造、民事保全手続の特徴、仮差押えの意義・態様。

#### 第15講 民事保全②

主な内容：民事保全各論 2

ねらい：係争物仮処分の意義・態様、仮地位仮処分の意義・態様。

#### <使用する教科書・参考書>

こちらで用意するレジメのほか、①教科書：上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦著『民事執行・保全法〔第7版〕（有斐閣アルマ）』（有斐閣、2024年）、②参考資料：上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦編『民事執行・保全判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2020年）を挙げておきます。その他の参考資料については、適宜個別的に提示します。

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験60%、②中間試験30%、③平常点（質疑応答を含む平常の授業態度）10%、によって行います。

#### <その他の注意事項>

本講義は受講生のみなさんも自分なりの課題をもって授業に臨むことが大切です。

前日は、休息をしっかりととり、予習や復習をつうじて疑問点を簡単に整理しておきましょう。

## 倒産法Ⅰ

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院准教授 河崎 祐子

### <授業の目的と到達目標>

倒産法制は、倒産主体の限られた財産についての社会的な「調整」のあり方を定めたものであり、個別の権利の満足だけでなく、実体法や他の手続法との連関を考えながら、影響の及ぶ経済・社会的な問題（例えば、連鎖倒産の防止や失業問題）をも視野に入れて立体的に把えることが求められます。この授業では、このような倒産法制についての基本的な知識と考え方を立体的に理解し、定着・深化させることを目的とします。

最終的な到達目標は、獲得した知識や理解を活かして司法試験出題レベルの事例問題を解くことのできる力を獲得することにあります。より直接的には、後期開講の「倒産法Ⅱ」において事例問題に取り組むための「下地」を十分に整えること、さらには、経済的困難を解決するための社会的な「調整」のあり方を実践的に考える力を醸成することを目指します。

### <科目の概要と方針>

民法、会社法、民事訴訟法などの民事法についての標準的な理解を前提として、限られた財産の社会的な「調整」の方法を定めた倒産四法とその手続について、司法試験を突破し、法律実務家に求められる立体的理解を定着・深化させることができるようにします。

授業は、あらかじめ提示するレジメに沿って進めます。各回の授業においては、レジメ記載の問いを質疑と応答をつうじてともに考えることにより、知識および理解の定着・深化を図ります。

さらに、倒産法の核をなす破産法についての小括として中間試験を実施し、知識の整理・習得の機会を設けることにより、授業の目標を達成する手助けとします。

### <科目の内容>

一般清算法である破産法を倒産法の基本法と位置付けて、その規律のあり方を理解することに最重点を置き、これとの異同に着目しながら、一般再建法である民事再生法及び清算・再建それぞれの特別法を取り上げます。

#### 第1講 倒産法制概論

主な内容：倒産法制の概観

ねらい：倒産の意義、倒産手続の態様、倒産法の必要性、日本の倒産法制の輪郭、平成の倒産法大改正。

#### 第2講 破産法①

主な内容：破産法総論、破産手続の開始1

ねらい：破産法の意義・特徴、開始要件（実体的要件・手続的要件）。

#### 第3講 破産法②

主な内容：破産手続の開始2

ねらい：手続開始の効力、開始前保全処分、手続上の機関。

#### 第4講 破産法③

主な内容：破産財団・破産債権1・財団債権

ねらい：破産財団の意義・範囲、破産債権の意義・順位、財団債権の意義。

#### 第5講 破産法④

主な内容：破産債権2

ねらい：破産債権の金額、多数債務者関係と破産債権、残額責任主義。

#### 第6講 破産法⑤

主な内容：破産財団をめぐる法律関係1

ねらい：破産管財人の法的地位、手続開始後の破産者の行為、契約関係の処理（前編：総論）。

#### 第7講 破産法⑥

主な内容：破産財団をめぐる法律関係2

ねらい：契約関係の処理（後編：各論）。

#### 第8講 破産法⑦

主な内容：取戻権・別除権

ねらい：取戻権の意義、代償的取戻権、別除権の意義、別除権行使の方法。

#### 第9講 破産法⑧

主な内容：破産法上の相殺権

ねらい：破産法上の相殺権の意義・範囲、破産法上の相殺禁止、相殺権濫用の法理。

#### 第10講 破産法⑨

主な内容：否認権

ねらい：否認権の意義・対象、否認類型、否認の特則、否認の効果。

#### 第11講 小括等

主な内容：中間試験および解説、破産手続法、特別清算

ねらい：破産法に関する小括的な中間試験を実施、破産債権の届出、破産債権の調査・確定。

#### 第12講 民事再生法①

主な内容：再生手続総論・再生手続の開始

ねらい：再生手続の輪郭・特徴、会社更生との関係、開始要件、開始前保全処分、開始決定の効果・手続形態。

#### 第13講 民事再生法②

主な内容：利害関係人・手続機関・再生実体法

ねらい：手続債権者、優先権者（一般優先債権、共益債権、別除権、開始後債権等）、会社更生手続との対比。

#### 第14講 民事再生法③・自然人倒産総論

主な内容：再生計画・自然人倒産総論

ねらい：再生計画の意義・条項、再生計画の立案・決議・認可、更生計画との対比、履行の確保、法人役員責任追及制度、自然人倒産制度の輪郭。

#### 第15講 自然人倒産

主な内容：免責制度・個人再生

ねらい：免責制度の意義・構造、免責不許可事由、免責の効果、小規模個人再生の意義・適用対象、小規模個人再生計画の内容・認可要件・履行、給与所得者等再生。

#### <使用する教科書・参考書>

こちらで用意するレジメのほか、①教科書：山本和彦著『倒産処理法入門〔第6版〕』（有斐閣、2024年）、②参考資料：伊藤眞著『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）、松下淳一ほか編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2021年）を挙げておきます。その他の参考資料については、適宜個別的に提示します。

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験60%、②中間試験30%、③平常点（質疑応答を含む平常の授業態度）10%、によって行います。

#### <その他の注意事項>

本講義は受講生のみなさんも自分なりの課題をもって授業に臨むことが大切です。

前日は、休息をしっかりととり、予習や復習をつうじて疑問点を簡単に整理しておきましょう。

## 倒産法Ⅱ

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院准教授 河崎 祐子

### <授業の目的と到達目標>

この授業は、限られた財産の社会的な「調整」の方法を定めた倒産四法とその手続に関し、前期開講の「倒産法Ⅰ」の履修を通して習得した知識と理解を実践的に活用して、具体的な事案を読み解いて解決するという法律実務家に求められる能力を養うことを目的とします。

最終的な到達目標は、司法試験出題レベルの事例問題を解くことのできる力を獲得することですが、より直接的には、学習用教材の事例問題における法的論点を抽出し、倒産法についての基本的な知識及び理解を実践的に当てはめられるようになること、そしてその能力の醸成を通して倒産法制をより発展的・体系的に理解できるようになることを目指します。

### <科目の概要と方針>

民法、会社法、民事訴訟法などの民事法についての標準的な理解を前提として、限られた財産の社会的な「調整」の方法を定めた倒産四法とその手続について、基本的な知識と理解を活かして事例問題を読み解く能力を養うことで、司法試験を突破し、法律実務家に求められる法制度についてのより発展的・体系的な理解を定着・深化できるようにします。

各回の授業テーマに即したテキストの該当UNITについて、あらかじめ示した10問程度の問題を中心に検討します。具体的には、各問ごとに、指名を受けた学生があらかじめ準備してきた回答を提示し、これに対する教員からの応答や再質問、他の受講生との討論を重ねるという方式で進めます。

### <科目の内容>

各回のUNITからあらかじめ選定した10問を中心に検討します。したがって受講にあたっては、設問に先立つ設例をよく読み、各問が参照指示する資料や判例を踏まえて、設問に対する解答を準備しておくことが最低限求められます。さらに、派生問題や類似事案についてもできる限り検討してみてください。

#### 第1講 UNIT 1

主な内容：倒産手続の選択及び手続相互の関係

ねらい：私的整理の意義・手続、手続の選択、再建型手続の特徴、競合手続の関係。

#### 第2講 UNIT 2

主な内容：倒産手続の開始

ねらい：再生手続の申立て、再生手続の開始、手続開始の効果。

#### 第3講 UNIT 3

主な内容：手続機関

ねらい：再生債務者の法的地位、各手続機関の役割、破産管財人の義務。

#### 第4講 UNIT 4

主な内容：契約関係の取扱い

ねらい：破産手続開始後の破産者の行為の規律、双方未履行双務契約の処理、注文者破産の法的問題、ゴルフクラブ会員の破産。

#### 第5講 UNIT 5

主な内容：賃借権の取扱い

ねらい：再生手続開始と賃貸借契約、敷金返還請求権の法律関係、ライセンス契約。

#### 第6講 UNIT 6

主な内容：担保権者の取扱い

ねらい：再生手続における担保権の処遇、担保権消滅請求制度、別除権協定、動産売買先取特権の処遇、リース契約と倒産。

#### 第7講 UNIT 7

主な内容：債権の優先順位

ねらい：再生手続/破産手続における優先弁済権とその処遇。

#### 第8講 UNIT 8

主な内容：否認権（1）－詐害行為の否認

ねらい：詐害行為否認の要件、適正価格売買の否認、対抗要件の否認、否認の効果、否認の登記。

#### 第9講 UNIT 9

主な内容：否認権（2）－偏頗行為の否認

ねらい：偏波行為否認の要件、特別な否認、否認権の行使方法。

#### 第10講 UNIT10

主な内容：相殺権

ねらい：破産手続における相殺権行使の制限、破産手続における相殺権の行使。

#### 第11講 UNIT11

主な内容：破産債権の届出・調査・確定

ねらい：係属中の債権者代位訴訟と破産手続開始、破産債権の調査・確定、全部義務者破産における破産債権の行使。

#### 第12講 UNIT12

主な内容：破産財団の管理・換価・配当

ねらい：破産財団の管理、破産財団の換価、破産配当の種類。

#### 第13講 UNIT13

主な内容：再生計画の成立・変更・履行確保

ねらい：再生手続開始後の事業譲渡、再生計画案の提出、再生計画案をめぐる規律、再生計画の認可要件、再生計画の効力、再生計画の履行の確保。

#### 第14講 UNIT14

主な内容：消費者破産

ねらい：同時廃止の意義、破産者の義務、自由財産の範囲、免責の許可・不許可。

#### 第15講 UNIT15

主な内容：個人再生

ねらい：手続選択、給与所得者等再生、小規模個人再生、住宅ローン債権に関する特則。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書として、①三木浩一・山本和彦編『ロースクール倒産法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）を用いるほか、②参考書として、山本和彦著『倒産処理法入門〔第6版〕』（有斐閣、2024年）、伊藤眞著『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）、松下淳一ほか編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2021年）を挙げておきます。その他の参考資料については、適宜個別的に提示します。

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験60%、②レポート30%、③平常点（質疑応答を含む平常の授業態度）10%、によって行います。レポートは、指定した重要判例について、法的論点の抽出および考察を行うことを課題とするものです。

#### <その他の注意事項>

本講義は受講生の主体的参加を前提としているので、受講生のみなさんも自分なりの課題をもって授業に臨むことが大切です。

前日は、休息をしっかりととり、予習や復習をつうじて疑問点を簡単に整理しておきましょう。

## 知的財産法Ⅰ（著作権法）

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 尾 関 孝 彰

### <授業の目的と到達目標>

著作権法は、知的財産法の中で特殊な法律である。著作権法により保護される著作物の種類、著作権法に基づく権利の種類・内容、及び権利行使制限の態様は、多様であり、社会の変化に応じて独自に進化してきた。実務的観点では、他の知的財産法（特許法、意匠法、商標法）が主として製造業における組織的活動に適用されるのに対し、著作権法は主として個人的な創作活動に適用される点、並びに無方式主義、従来作品に対する新規性が権利発生要件ではない点、依拠性が侵害の要件である点、及び過失推定規定がない点が、著作権法の独自の特徴である。本講義は、このような著作権法の実務家に要求される見識を獲得することを目的とする。

### <科目の概要と方針>

上記の目的を達成するために、判例を参照しつつ、著作権法の詳細を学習する。

### <科目の内容>

#### 第1講

主な内容：知的財産法全体の概要、著作権保護の国際的枠組み、創作性の要件、複製行為と二次的著作物に関する権利関係の概要

ねらい：特許法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の概要と実務での運用、著作権に関する条約、著作物として保護されるための要件、及び著作権の基本的権利である複製権を侵害する行為と二次的著作物に関する権利関係の概要を学ぶ。

#### 第2講

主な内容：各種の著作物

ねらい：コンピュータ・プログラム、データベースを含む各種の著作物を学ぶ。

#### 第3講

主な内容：保護対象外の著作物、共同著作物、職務著作

ねらい：保護対象外の著作物、共同著作物となるための要件、職務著作の成立要件を学ぶ。

#### 第4講

主な内容：映画の著作物の権利関係

ねらい：映画の著作物に含まれる権利、それらの帰属を学ぶ。

#### 第5講

主な内容：著作者人格権

ねらい：著作物について著作権とは別個に発生する著作者人格権を学ぶ。

#### 第6講

主な内容：各種の著作権（支分権）1

ねらい：複製権、演奏権、上演権、上映権、公衆送信権を学ぶ。

#### 第7講

主な内容：各種の著作権（支分権）2、譲渡権・頒布権の消尽

ねらい：口述権、展示権、頒布権及び譲渡権、並びに譲渡権・頒布権の消尽を学ぶ。

#### 第8講

主な内容：二次的著作物

ねらい：原著物に新たな創作性が付与された二次的著作物の権利関係を学ぶ。

#### 第9講

主な内容：著作権の制限1

ねらい：著作権法30条以降の著作権の制限（私的使用のための複製の免責等）を学ぶ。

#### 第10講

主な内容：著作権の制限2

ねらい：著作権法30条以降の著作権の制限（引用による複製の免責等）を学ぶ。

#### 第11講

主な内容：著作権の制限3

ねらい：著作権法30条以降の著作権の制限（特に美術の著作物の原作品、建築の著作物について）を学ぶ。

#### 第12講

主な内容：著作権の保護期間、著作権の譲渡

ねらい：著作権の保護期間、著作権の譲渡（翻案権・著作権法28条に基づく原作者の権利についての特別規定等）を学ぶ。

#### 第13講

主な内容：著作権のライセンス、著作権・著作者人格権の共有、著作権登録、出版権、著作隣接権

ねらい：著作権のライセンス、及び著作権・著作者人格権が共有される場合の権利関係、並びに著作権登録制度、出版権・著作隣接権の概要を学ぶ。

#### 第14講

主な内容：著作権侵害

ねらい：みなし著作権侵害規定、みなし著作者人格権侵害規定、著作権侵害訴訟における被告適格（侵害主体）、損害賠償請求権が成立するための要件を学ぶ。

#### 第15講

主な内容：総括

ねらい：前回の講義までに学んだ事項の理解を確認し、見識を深める。

#### <使用する教科書・参考書>

使用する教科書・参考書はない。講義資料を配布する。

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験及び②平常点（課題の回答）に基づく。これらの要素の比率は、①期末試験80%、②平常点20%とする。

## 知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 尾 関 孝 彰

### <授業の目的と到達目標>

特許法は、知的財産法の基本となる法律である。また、特許法の対象である特許権は、知的財産権の中で、実務における処理量が最も多く、企業活動に与える影響が最も大きい権利である。特許法は、制度及び実務運用の両方において世界的な統一性が高いという特徴を有する。過去のあらゆる公知技術に対する新規性・進歩性が特許登録要件となる上、産業の発展に貢献するための記載要件を満たした出願の公開が要求されるため、特許の登録・維持に膨大な作業が発生する。特許権を行使する際には、権利者と侵害疑義者との間で権利範囲及び有効性を巡って熾烈な議論が発生する。本講義は、このような特許法の実務家に要求される見識を獲得することを目的とする。

### <科目の概要と方針>

上記の目的を達成するために、判例及び実務の運用を参考にしつつ、特許法の詳細を学習する。

### <科目の内容>

#### 第1講

主な内容：特許出願、特許の対象、特許要件の概要、実用新案

ねらい：特許法・実用新案法の概要を学ぶ。

#### 第2講

主な内容：特許発明の種類、特許要件（新規性・進歩性）

ねらい：特許発明の種類、各種特許発明の実施、進歩性判断基準、特殊な特許発明を学ぶ。

#### 第3講

主な内容：先願後願関係、冒認出願

ねらい：2つの出願が先願後願関係にあることの判断、拡大された先願の地位、冒認出願又は共同出願違反がなされた状態を是正するための制度を学ぶ。

#### 第4講

主な内容：職務発明

ねらい：職務発明制度を学ぶ。

#### 第5講

主な内容：クレーム・明細書記載要件

ねらい：特許出願書類であるクレーム（特許請求の範囲）及び明細書の記載要件を学ぶ。

#### 第6講

主な内容：クレーム解釈

ねらい：特許の権利範囲（特許発明の技術的範囲）の判断、及びそれとクレーム・明細書記載要件との関係、均等論（特許の権利範囲の拡大）を学ぶ。

#### 第7講

主な内容：補正、分割出願、訂正

ねらい：出願の補正、分割出願、特許の訂正の要件と効果を学ぶ。

#### 第8講

主な内容：異議と無効審判

ねらい：特許を取り消す又は無効化する制度を学ぶ。

#### 第9講

主な内容：審決取消訴訟

ねらい：特許庁の審判とそれに対する審決取消訴訟（審決取消訴訟における審理事項、取消判決の特許庁に対する拘束力）を学ぶ。

#### 第10講

主な内容：特許権の効力、試験・研究のための実施の免責

ねらい：特許権の効力とその制限を学ぶ。

#### 第11講

主な内容：特許存続期間延長制度

ねらい：医薬品発明について特許存続期間を延長する制度、延長登録された特許の効力を学ぶ。

#### 第12講

主な内容：抗弁

ねらい：特許無効の抗弁、FRAND 宣言に基づくライセンスの抗弁、先使用権の抗弁、特許消尽の抗弁を学ぶ。

#### 第13講

主な内容：間接侵害

ねらい：間接侵害（特許の直接的侵害を誘発する行為に対する権利行使）を学ぶ。

#### 第14講

主な内容：補償金請求権、差止請求権、損害賠償請求権

ねらい：補償金請求制度、差止請求・損害賠償請求の要件、損害額推定規定を学ぶ。

#### 第15講

主な内容：総括

ねらい：前回の講義までに学んだ事項の理解を確認し、見識を深める。

#### <使用する教科書・参考書>

使用する教科書・参考書はない。講義資料を配布する。

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験及び②平常点（課題の回答）に基づく。これらの要素の比率は、①期末試験80%、②平常点20%とする。

## 知的財産法演習

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教員 酒 迎 明 洋（第1講～第8講）  
法科大学院客員教員 高 瀬 亜 富（第9講～第15講）

### <授業の目的と到達目標>

知的財産法（特許法・著作権法を対象とする）に係る紛争事案について、どのように法律関係を分析し、論点を抽出し、法的見解を論述すべきか、知的財産法Ⅰ・Ⅱで得た知識を用いて、受講者各自が事前に起案・検討を試みたうえで、授業で討議することにより、法令・判例の基本的な知識をあらためて整理して理解するとともに、法的分析能力、批判的検討能力、説得的な議論・起案能力を養成することを目標とする。

### <科目の概要と方針>

主に特許法・著作権法の基本的な論点に関連する事案について、法的に分析する方法を学ぶ。授業の進め方は、事例について事前に各自が検討したうえで授業に臨み（なお、各事例における検討対象は主な内容に記載した論点に限定されるものではない）、全員で討議し、担当教員が論点及び関連判例等を解説し、講評する。全体の流れとしては、特許法の事例を検討した後、著作権法の実例の検討に移る。なお、特許法・著作権法の数回については、担当教員から事例の検討方法を説明する。

### <科目の内容>

#### 第1講 特許法（1）

主な内容：特許法が問題となる事案の分析方法（1）

ねらい：特許法が問題となる事案の分析方法を整理する。

#### 第2講 特許法（2）

主な内容：特許法が問題となる事案の分析方法（2）

ねらい：特許法が問題となる事案の分析方法を整理する。

#### 第3講 特許法（3）

主な内容：特許権侵害を主張するための要件（クレーム解釈、均等論、間接侵害等）

ねらい：事例の検討を通じて、クレーム解釈、均等論、間接侵害等の請求原因についての理解を深める。

#### 第4講 特許法（4）

主な内容：特許権侵害の主張に対する防御方法（試験・研究、消尽等）

ねらい：事例の検討を通じて、試験・研究、消尽の抗弁等についての理解を深める。

#### 第5講 特許法（5）

主な内容：特許権侵害の主張に対する防御方法（先使用権、無効の抗弁等）

ねらい：事例の検討を通じて、先使用権、無効の抗弁等についての理解を深める。

#### 第6講 特許法（6）

主な内容：特許権の帰属（発明者の認定、職務発明、共有、実施許諾等）

ねらい：事例の検討を通じて、発明者の認定、職務発明等についての理解を深める。

#### 第7講 特許法（7）

主な内容：無効審判、訂正、審決取消訴訟

ねらい：事例の検討を通じて、無効審判、訂正、審決取消訴訟等についての理解を深める。

#### 第8講 特許法（8）

主な内容：特許法が問題となる事案の分析方法（3）

ねらい：特許法が問題となる事案の分析方法を整理する。

#### 第9講 著作権法（1）

主な内容：著作権法が問題となる事案の分析方法（1）

ねらい：著作権法が問題となる事案の分析方法を整理する。

#### 第10講 著作権法（2）

主な内容：著作権法が問題となる事案の分析方法（2）

ねらい：著作権法が問題となる事案の分析方法を整理する。

#### 第11講 著作権法（3）

主な内容：著作物性、著作者、著作権の帰属、職務著作

ねらい：事例の検討を通じて、著作物性や著作者の認定等についての理解を深める。

#### 第12講 著作権法（4）

主な内容：依拠、類似性、法定の利用行為、著作者人格権

ねらい：事例の検討を通じて、著作物の類似性等についての理解を深める。

#### 第13講 著作権法（5）

主な内容：利用行為の主体

ねらい：事例の検討を通じて、利用行為の主体等についての理解を深める。

#### 第14講 著作権法（6）

主な内容：著作権の制限（私的複製、非営利の著作物利用等）

ねらい：事例の検討を通じて、著作権の制限規定等についての理解を深める。

#### 第15講 著作権法（7）

主な内容：著作権の制限（引用、公開の美術の著作物の利用等）

ねらい：事例の検討を通じて、著作権の制限規定等についての理解を深める。

#### <使用する教科書・参考書>

参考書：田村善之＝時井真＝酒迎明洋『プラクティス知的財産法Ⅰ<特許法>』（第2版・信山社・2024年）、田村善之＝高瀬亜富＝平澤卓人『プラクティス知的財産法Ⅱ<著作権法>』（初版・信山社・2020年）、その他に担当教員が用意したレジュメを使用する。

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験、②各回の起案・討議の内容および平常点（出席や質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や態度の評価）で行う。その比率は、①期末試験70%、②各回の起案・討議の内容と平常点を合わせて30%を目処とする。

## 国際法

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 森川幸一

### <授業の目的と到達目標>

本授業の目的は、第1に、法の定立・適用・執行の各側面において国内法とは異なる独自の性質を有する国際法の基本構造を正確に理解すること、第2に、そうした独自の性質を有する国際法が各国の国内法制に及ぼす影響を与え、実施されているのか、そのメカニズムを国内立法過程や裁判の実際を検討することを通じて具体的に把握することである。

上記の目的を実現するために、受講者は、毎回の授業の際の小テストを通じて、単元ごとに設定されている国際法の基本内容についての理解を確認する。その上で、各単元のテーマに関係する国際判例や国内判例を自ら読み込み、論点を整理して提示する作業を積み重ねることを通じて、最終的には、国際法に関する国際・国内裁判を想定した一定の立論・判断ができるようになることを目標とする。

### <科目の概要と方針>

伝統的には主に国家の対外的側面を規律する法であった国際法は、今日、人・物・金などの国境を越えた移動の活性化を通じて、国家の対内的側面にまで深く関わるようになってきている。本講義では、国内法とは異なる国際法の独自のメカニズムを理解したうえで、国際法が国内法制に及ぼす影響を、国内裁判所による国際法適用の事例など具体的な素材を用いながら検討する。講師による一方的な講義ではなく、受講者による報告、それを基にした討論など、双方向的な講義を目指したい。

受講者（全員）は、予め指定された教科書の該当部分を事前に精読するとともに、関連する判例に目を通した上で講義に臨む。また毎回、報告者を事前に指名し、指名された報告者は、割り当てられた判例について、事実関係、判旨、国際法上の論点をまとめた報告レジュメを作成して受講者全員に配布しプレゼンテーションを行う。報告を基に受講者全員で討論を行い担当教員がそれをまとめる。事後学習として、受講者（全員）は、講義で問題となった論点を踏まえて、再度判例を読み直すとともに、教科書で体系的な位置づけを再確認する。

### <科目の内容>

#### 第1講 導入講義—国際法の基礎

主な内容：国内法秩序と比較した国際法秩序の特徴、国際法の国内法制への影響

ねらい：国際法の基本的な特徴を概括的に把握するために、国内法とは異なる国際法の性質を、法の定立、適用、執行の各側面から検討する。併せて、国際法の国内法制への影響の諸相を概観し、国際法を学ぶことの意義を理解する。

#### 第2講 国際法の法源

主な内容：国際法の法源（国際慣習法、条約、法の一般原則、その他の法源）

ねらい：国際法における法源の意味、国際法の主要な法源である国際慣習法の特徴と成立要件、条約の意義と締結手続き等に関する規則（条約法）を具体的な事例に即しながら理解する。補助的法源である法の一般原則の意味や国際組織の決議の法源性にも触れる。

#### 第3講 国際法と国内法との関係

主な内容：国際法の国内的実現方式、国際法と国内法との効力関係

ねらい：国際法と国内法との関係に関する理論を踏まえたうえで、特に日本の場合、国際法が国内法秩序にどのような形で組み込まれているかを理解する。併せて、日本の国内裁判所で、国際法と国内法との関係が問われた具体的事例を検討する。

#### 第4講 国際法の主体

主な内容：国際法主体性の意味、各主体（国家、準国家主体、国際組織、個人）の特徴

ねらい：国際法主体性を判断するための基準を検討した後、各国際法主体の特徴や現在各主体が有する主体性の範囲や程度を理解する。

#### 第5講 国家管轄権（1）

主な内容：国家管轄権の基本構造、国家管轄権の域外適用と管轄権の調整

ねらい：国家管轄権の機能を理解したうえで、国家管轄権の適用基準（属地主義、属人主義、保護主義、普遍主義等）の意味や根拠、国家管轄権の域外適用に伴う管轄権の競合を調整するための国際法の役割と基準について検討する。

#### 第6講 国家管轄権（2）

主な内容：主権免除、外交・領事特権免除、国際組織、外国駐留軍隊等の特権免除

ねらい：国家の属地的管轄権の行使が制限される場合としての、主権免除の根拠や範囲、外交・領

事特権免除の種類や程度、その他、国際組織の機関や外国駐留軍隊の構成員等に認められる特権免除の根拠について、具体的な事例に即しながら検討する。

#### 第7講 国家責任

主な内容：国家の国際責任の意義、国家責任の成立、国家責任の解除

ねらい：国家の国際責任の意義を理解した上で、国連国際法委員会（ILC）で採択された国家責任条文を素材に、国家責任の成立要件や責任解除の方式・手続き等を概観する。併せて、その伝統的國家責任法との違いや問題点について検討する。

#### 第8講 領域

主な内容：領域主権の法的性質、領域論の基本構造、領域取得権原

ねらい：国家の基本的構成要素のひとつである領域の法的意味を確認するとともに、伝統的領域論の基本構造である国家領域と国際公域との区別、その現代の変容について理解する。加えて、領域取得権原の種類やその現代的意義、効力等を検討する。

#### 第9講 海洋

主な内容：海洋法秩序の変容、新海洋法秩序（国連海洋法条約）の基本構造

ねらい：伝統的な海洋法秩序の歴史的変容を踏まえて、国連海洋法条約の成立に伴う現行の海洋法秩序の基本的な構造を把握する。併せて、日本が関わった具体的な事例を検討することを通じて、日本と海洋法との密接な関係を理解する。

#### 第10講 個人（1）

主な内容：国籍、外国人の法的地位、人権の国際的保障

ねらい：「国際人権法」で扱われていたテーマであるが、「国際法」を履修する学生にとっても最低限必要な内容を扱う。個人と国家を結びつける国籍の機能を押さえた上で、外国人の法的地位や自国民の人権問題が、国内裁判所でどのような形で争われるかを具体的な事例に即して検討する。

#### 第11講 個人（2）

主な内容：刑事管轄権の基本構造、国際犯罪の諸類型、国際司法協力

ねらい：いわゆる「国際刑事法」に関わる諸問題を扱う。犯罪の「国際化」の意味を理解するために、「国際犯罪」の分類（「外国性をもつ犯罪」「諸国の共通利益を害する犯罪」「国際法違反の犯罪」）を基に、それぞれの類型に即した規制の実態を検討する。

#### 第12講 国際紛争処理方式（1）

主な内容：国際社会における紛争解決、非裁判手続

ねらい：国際社会における紛争解決の特異性を確認した上で、紛争の平和的処理手続の種類、それぞれの特徴を理解する。併せて、実際の国際判例の検討を通じて、国際裁判において国際法が果たす役割について考える。

#### 第13講 国際紛争処理方式（2）

主な内容：国際裁判手続の意義、裁判管轄権

ねらい：国際紛争処理における国際裁判手続の意義を再確認した上で、国際裁判に特有の裁判管轄権、請求の受理可能性といった手続法上の問題を、具体的な事例に即して検討する。

#### 第14講 国際安全保障

主な内容：武力不行使原則の発展、集団安全保障制度の現在

ねらい：武力行使を規制する国際法規範（武力不行使原則）の発展の意義を押さえた上で、それを担保する制度としての集団安全保障の仕組みと問題点を、実際の武力紛争を素材として検討する。

#### 第15講 武力紛争法

主な内容：武力紛争法（国際人道法）の概念、武力紛争法の基本原則と履行確保制度

ねらい：武力紛争が発生した場合に守るべき武力紛争法の成立基盤を押さえた上で、戦争犠牲者の保護や戦闘の手段方法の規制に関わる国際法のルールの内容を、具体的な事例の検討を通じて理解する。併せて、武力紛争法を守らせるための履行確保制度の現状と問題点を確認する。

<使用する教科書・参考書>

教科書：柳原・森川・兼原編『プラクティス国際法講義（第4版）』（信山社）

参考書：植木・中谷編『国際条約集』（有斐閣）

森川・兼原・酒井・西村編『国際法判例百選（第3版）』（有斐閣）

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験（60%）、②課題（20%）、③平常点（質疑応答を含む平常の授業態度）（20%）を基に行う。

## 国際私法 I

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 嶋 拓 哉

### <授業の目的と到達目標>

国際私法 I と国際私法 II では、司法試験選択科目である「国際関係法（私法系）」の出題範囲に相当する学問分野（国際民事法）を網羅し、その基本的な知識と思考方法の習得を図る。具体的には、これら2つの授業を通して、狭義の国際私法（準拠法決定規則）、国際民事手続法、国際取引法という3つの領域を学習する予定である。

このうち国際私法 I では、財産法関連の準拠法決定規則と国際取引法の一部（CISG、国際決済、国際運送）を取扱う。家族法関連の準拠法決定規則、国際民事手続法および国際取引法の一部（国際仲裁）は、国際私法 II で取扱う予定である。したがって、国際私法 I の受講者には、国際私法 II を併せて受講することが強く推奨される。また、これらの科目における学習内容を発展させて事例対応力を涵養するために、国際私法演習を受講することが望ましい。

国際民事法についての的確な知識を持ち、将来この分野で活躍する法曹としての基礎を形成することを到達目標とする。

### <科目の概要と方針>

本授業では、受講者の中に「国際関係法（私法系）」を司法試験選択科目とする者がいることを念頭において、国際私法 II と併せて、その出題範囲を網羅することを重要な課題とする。

### <科目の内容>

#### 第1講 国際私法総論（1）

主な内容：狭義の国際私法の基本構造

ねらい：狭義の国際私法の基本構造が、「性質決定」、「連結点の確定」、「準拠法の特定」、「準拠法の適用」という4つの段階からなることを理解する。

#### 第2講 国際私法総論（2）

主な内容：「性質決定」と「連結点の確定」

ねらい：「性質決定」と「連結点の確定」の基本的な枠組みを理解する。性質決定に関しては二重の性質決定が具体的にどのような問題を引き起こすかを検証するほか、連結点の確定においては、国籍、常居所といった概念を説明する。

#### 第3講 国際私法総論（3）

主な内容：「準拠法の特定」

ねらい：重国籍者・無国籍者の取扱い、不統一法国の処理（法適用通則法38条～40条）と反致（同41条）を理解する。

#### 第4講 国際私法総論（4）

主な内容：国際私法上の公序則

ねらい：国際私法上の公序則（法適用通則法42条）の発動要件、機能を理解する。なお、公序則の理解に当たっては、複数の裁判例に接することにより、実際の運用を確認することを要する。

#### 第5講 行為能力・権利能力

主な内容：行為能力・権利能力の準拠法決定規則

ねらい：行為能力の準拠法決定規則（法適用通則法4条）を理解した上で、その特則である後見開始の審判（同5条）および後見（同35条）についても学習する。また権利能力の準拠法決定規則（条理）を理解したうえで、その特則である失踪宣告（法適用通則法6条）について学習する。

#### 第6講 契約（1）

主な内容：契約の基本的な準拠法決定規則

ねらい：契約の準拠法決定規則の基本として、主観的連結と客観的連結を理解する（法適用通則法7条～9条）。また方式の準拠法決定規則（同10条）を理解する。

#### 第7講 契約（2）

主な内容：消費者契約・労働契約の準拠法決定規則

ねらい：消費者契約・労働契約には特別な準拠法決定規則（法適用通則法11条～12条）が存在するが、これら規則の意義・内容を理解する。

## 第8講 物権

主な内容：物権の準拠法決定規則

ねらい：物権の準拠法決定規則（法適用通則法13条）を理解する。これに関連して、法定担保物権、債権質、移動中の物、輸送機器に関する論点も取り扱う。

## 第9講 不法行為（1）

主な内容：一般不法行為の準拠法決定規則

ねらい：一般不法行為の準拠法決定規則（法適用通則法17条と20～22条）を理解する。特に、回避条項（同20条）、日本法の累積適用規定（同22条）については詳細な説明を行う。

## 第10講 不法行為（2）

主な内容：生産物責任と名誉・信用毀損の準拠法決定規則

ねらい：生産物責任の準拠法決定規則（法適用通則法18条）と名誉・信用毀損の準拠法決定規則（同19条）の意義・内容を理解する。

## 第11講 事務管理・不当利得

主な内容：事務管理・不当利得の準拠法決定規則

ねらい：事務管理・不当利得の準拠法決定規則（法適用通則法14条～16条）を理解する。特に不当利得に重点を置いて説明を行う。

## 第12講 債権・債務関係

主な内容：債権・債務関係の移転に関連する準拠法決定規則

ねらい：債権譲渡の準拠法決定規則（法適用通則法23条）、法律による債権の移転、相殺等の準拠法決定規則を取り扱う。特に後2者は明文規定がなく条理によるので、その条理の内容を裁判例および学説に即して理解することを要する。

## 第13講 多数当事者間の法律関係

主な内容：代理、債権者代位権、債権者取消権等の準拠法決定規則

ねらい：多数当事者間の法律関係として、代理、債権者代位権、債権者取消権等の準拠法決定規則について取り扱う。これらは明文規定がなく条理によるので、その条理の内容を裁判例および学説に即して理解することを要する。

## 第14講 国際取引法（1）

主な内容：CISG（ウィーン物品売買条約）

ねらい：CISGの基本構造を条文に即して理解する。

## 第15講 国際取引法（2）

主な内容：国際決済、国際運送

ねらい：荷為替手形、信用状、船荷証券、国際運送の基本構造を理解する。国際海上物品運送法、モンテリオール条約にも言及する。

### <使用する教科書・参考書>

教科書として、次の2つを使用する。

① 嶋拓哉＝高杉直編『国際私法』（勁草書房、2025年、ISBN9784326451487）

② 道垣内正人＝中西康編『国際私法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年、ISBN9784641115569）

なお、国際取引法に関する参考書として、多田望＝北坂尚洋編『ベーシック国際取引法』（法律文化社、2023年、ISBN9784589042958）を挙げる。

### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験80%、②平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）20%とする。

## 国際私法Ⅱ

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 嶋 拓 哉

### <授業の目的と到達目標>

国際私法Ⅰと国際私法Ⅱでは、司法試験選択科目である「国際関係法（私法系）」の出題範囲に相当する学問分野（国際民事法）を網羅し、その基本的な知識と思考方法の習得を図る。具体的には、これら2つの授業を通じて、狭義の国際私法（準拠法決定規則）、国際民事手続法、国際取引法という3つの領域を学習する予定である。

このうち、国際私法Ⅱでは、家族法関連の準拠法決定規則、国際民事手続法および国際取引法の一部（国際仲裁）を取扱う。これに先立ち国際私法Ⅰでは、財産法関連の準拠法決定規則と国際取引法の一部（CISG、国際支払、国際運送）を取扱うが、国際私法Ⅱの受講者には、国際私法Ⅰを併せて受講することが強く推奨される。また、これらの科目における学習内容を発展させて事例対応力を涵養するために、国際私法演習を受講することが望ましい。

国際民事法についての的確な知識を持ち、将来この分野で活躍する法曹としての基礎を形成することを到達目標とする。

### <科目の概要と方針>

本授業では、受講者の中に「国際関係法（私法系）」を司法試験選択科目とする者がいることを念頭において、国際私法Ⅰと併せて、その出題範囲を網羅することを重要な課題とする。

### <科目の内容>

#### 第1講 婚姻

主な内容：婚姻の準拠法決定規則

ねらい：婚姻の成立、一般的効力、財産的効力（＝夫婦財産制）の準拠法決定規則（法適用通則法24条～26条）を理解する。

#### 第2講 離婚

主な内容：離婚の準拠法決定規則

ねらい：離婚の準拠法決定規則（法適用通則法27条）を理解する。特に、同条本文とただし書の適用関係を明確に理解することを要する。

#### 第3講 実親子関係の成立

主な内容：実親子関係の成立の準拠法決定規則

ねらい：実親子関係の成立に関して、嫡出親子関係（法適用通則法28条）、非嫡出親子関係（同29条）、準正（同30条）の準拠法決定規則を理解する。

#### 第4講 養親子関係の成立、親子関係〔親権・監護権〕

主な内容：養親子関係の成立、親子関係（親権・監護権）に関する準拠法決定規則

ねらい：養子縁組（法適用通則法31条）、親子関係（同32条）に関する準拠法決定規則を理解する。

#### 第5講 扶養

主な内容：扶養に関する準拠法決定規則

ねらい：扶養に関する準拠法決定規則（扶養義務の準拠法に関する法律）を理解する。

#### 第6講 相続・遺言

主な内容：相続および遺言に関する準拠法決定規則

ねらい：相続（法適用通則法36条）、遺言に関する準拠法決定規則（同37条、遺言の方式の準拠法に関する法律）を理解する。

#### 第7講 国際裁判管轄総論（1）

主な内容：裁判権免除

ねらい：対外国民事裁判権法の規定内容を踏まえて、裁判権免除の判断枠組みを理解する。なお、対外国民事裁判権法の制定以前の判例法理についても言及し、同法制定に至る歴史的過程についても説明する。

#### 第8講 財産関係事件の国際裁判管轄（1）

主な内容：被告本拠地管轄と特別管轄

ねらい：被告本拠地管轄（民事訴訟法3条の2）と特別管轄（同3条の3）の規定内容を理解する。また、管轄判断の枠組み全体の理解を促すため、特別の事情に関する規定（同3条の9）も併せて説明する。

### 第9講 財産関係事件の国際裁判管轄（2）

主な内容：消費者契約・労働契約の特則、法定専属管轄、併合管轄

ねらい：消費者契約・労働契約の特則（民事訴訟法3条の4）、法定専属管轄（同3条の5）、併合管轄（同3条の6）の規定内容を理解する。

### 第10講 財産関係事件の国際裁判管轄（3）

主な内容：合意管轄、応訴管轄

ねらい：合意管轄（民事訴訟法3条の7）、応訴管轄（同3条の8）の規定内容を理解する。特に合意管轄については、従前の判例法理にも触れ、現行の明文規定との整合性についても説明する。

### 第11講 家族・身分関係事件の国際裁判管轄（1）

主な内容：人事訴訟の国際裁判管轄

ねらい：人事訴訟法3条の2以下の規定に沿って、人事訴訟の国際裁判管轄の判断枠組みを理解する。

### 第12講 家族・身分関係事件の国際裁判管轄（2）

主な内容：家事調停・家事審判事件の国際裁判管轄

ねらい：家事事件手続法3条の2以下の規定に沿って、家事調停・家事審判事件の国際裁判管轄の判断枠組みを理解する。

### 第13講 外国判決の承認執行

主な内容：外国判決の承認執行

ねらい：外国判決の承認執行に関する法規定（民事訴訟法118条、民事執行法24条、家事事件手続法79条の2）に沿って、その基本構造を理解する。また、民事訴訟法118条第2号の要件の説明時に、国際的な送達や証拠調べについて言及する。

### 第14講 当事者適格・当事者能力・訴訟能力

主な内容：当事者適格・当事者能力・訴訟能力

ねらい：国際訴訟における当事者適格、当事者能力、訴訟能力の判断枠組み（＝基本構造）を理解する。

### 第15講 国際取引法（3）

主な内容：国際商事仲裁の仕組み

ねらい：仲裁法やUNCITRALモデル法の規定内容を踏まえて、国際商事仲裁の基本構造とその特徴を理解する。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書として、次の3つを使用する。

- ① 嶋拓哉＝高杉直編『国際民事手続法』（勁草書房、2022年、ISBN9784326451272）
- ② 嶋拓哉＝高杉直編『国際私法』（勁草書房、2025年、ISBN9784326451487）
- ③ 道垣内正人＝中西康編『国際私法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年、ISBN9784641115569）

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験80%、②平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）20%とする。

## 国際私法演習

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 嶋 拓 哉

### <授業の目的と到達目標>

この授業では、国際私法Ⅰと国際私法Ⅱにおける学習内容を発展させて、事例対応力を涵養するために、事例問題と裁判例を主たる題材として、国際民事法の主要な題目を採り上げて詳細な検討を行う。

この授業の受講者は、国際私法Ⅰと国際私法Ⅱの双方を受講済みであるか、または受講中であることが望ましいが、それと同等の基礎知識を何らかの方法で習得済みであればそれでもよい。

国際民事法についての的確な知識を持ち、それを十分に活用できるようになることを通じて、将来この分野で自信を持って活躍できる法曹を育成することを到達目標とする。

### <科目の概要と方針>

本授業では、国際民事法分野の事例問題と裁判例を用いて、主要な題目について検討を行う。各々の題目について、学生と教員の対話と学生間の議論を通じて、より実践的な観点から理解を深め、応用力の向上を目指す。

### <科目の内容>

#### 第1講 国際私法総論（1）

主な内容：性質決定、連結点の確定

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、性質決定と連結点の確定（国籍・常居所）についての理解を深める。

#### 第2講 国際私法総論（2）

主な内容：不統一法国、反致、公序則

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、不統一法国の処理と反致、および公序則についての理解を深める。

#### 第3講 自然人（権利能力、行為能力）

主な内容：権利能力・行為能力の準拠法決定規則・国際裁判管轄

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、行為能力およびその特則（後見開始の審判、後見等）、権利能力（特に失踪宣告）についての理解を深める。

#### 第4講 法人・代理

主な内容：法人および代理の準拠法決定規則

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、法人および代理の準拠法決定規則についての理解を深める。特に法人については従属法を巡る決定規則、従属法と契約準拠法・不法行為準拠法との適用関係についても学習する。

#### 第5講 物権・契約一般

主な内容：物権および契約一般の準拠法決定規則

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、物権および契約一般の準拠法決定規則についての理解を深める。法適用通則法13条1項と2項の適用関係、物権準拠法と契約準拠法や相続準拠法の適用関係についても学習する。

#### 第6講 契約の方式・特殊類型の契約

主な内容：事例問題と裁判例の検討を通じて、契約の方式および特殊類型の契約（消費者契約、労働契約）の準拠法決定規則について理解を深める。前講で学習した契約一般の準拠法決定規則との適用関係も取扱う。

#### 第7講 法定債権

主な内容：法定債権（不法行為、事務管理・不当利得）の準拠法

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、不法行為一般の準拠法決定規則、生産物責任・名誉棄損の特則、その他法定債権（事務管理・不当利得）の準拠法決定規則についての理解を深める。

#### 第8講 知的財産権・債権債務関係

主な内容：知的財産権および債権債務関係の準拠法決定規則

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、知的財産権の帰属、侵害、譲渡等を巡る準拠法決定規則、債権譲渡、債権質、債権者代位権・取消権、相殺等の準拠法決定規則についての理解を深める。

#### 第9講 婚姻の成立と効力の準拠法決定規則

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、婚姻の実質的成立要件、方式、一般的効力、財産的効力（夫婦財産制）の準拠法決定規則についての理解を深める。

#### 第10講 離婚・実親子関係

主な内容：離婚および実親子関係の成立に関する準拠法決定規則

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、離婚および実親子関係の成立に関する準拠法決定規則についての理解を深める。なお、実親子関係に関しては、嫡出親子関係、非嫡出親子関係、準正相互の關係に留意しつつ、各々の準拠法決定規則を理解することを要する。

#### 第11講 養親子関係・親子間の法律関係

主な内容：養親子関係および親子間の法律関係の準拠法決定規則

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、養親子関係の準拠法決定規則、親権・監護権を中心とする親子間の法律関係の準拠法決定規則についての理解を深める。なお、後者（親子間の法律関係の準拠法）を学習するに当たっては、後見準拠法との適用問題や子奪取を巡る法律問題を併せて取扱う。

#### 第12講 相続・遺言

主な内容：相続・遺言の準拠法

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、相続・遺言の準拠法決定規則についての理解を深める。

#### 第13講 国際裁判管轄（1）

主な内容：財産関係事件の国際裁判管轄

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、財産関係事件の国際裁判管轄についての理解を深める。なお、裁判権免除（対外国民事裁判権法）も取扱う。

#### 第14講 国際裁判管轄（2）

主な内容：家族・身分関係事件の国際裁判管轄

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、家族・身分関係事件の国際裁判管轄についての理解を深める。

#### 第15講 外国判決の承認執行・国際取引法

主な内容：外国判決の承認執行、国際取引法

ねらい：事例問題と裁判例の検討を通じて、外国判決の承認執行および国際取引法についての理解を深める。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書として、次の2つを使用する。

- ① 櫻田嘉章＝佐野寛＝神前禎編著『演習国際私法CASE30 [第2版]』（有斐閣、2025年3月刊行、ISBN9784641145030）
- ② 道垣内正人＝中西康編『国際私法判例百選 [第3版]』（有斐閣、2021年、ISBN9784641115569）

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験60%、②起案課題の評価（受講者には起案課題の提出を複数回求める予定なので、その評価）40%とする。

## 租税法 I

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 谷口智紀

### <授業の目的と到達目標>

本授業の目的は、租税法の基礎的な理論を理解し、租税法の解釈・適用の考え方や技法を修得することにある。膨大かつ詳細な租税法の規定を勉強するためには、まずは租税法の構造を正確に理解することが不可欠である。また、判例と学説の通説的な見解についての正確な知識がないままには自説を展開することもできない。そのため、本授業では、標準的な教科書を用いて、租税法の基本的な論点を中心に講義する。

租税法の体系は租税法序説と租税実体法、租税手続法、租税争訟法、租税処罰法の5つで構成されるが、このうち、本授業の講義の範囲は、租税法序説と租税実体法（所得税法と法人税法）、租税手続法（国税通則法）とする。講義の内容に関連する租税争訟法と租税処罰法に関する内容も取り扱う。

本授業の到達目標は、司法試験科目としての租税法に対応する知識と技能を身につけることである。

### <科目の概要と方針>

本科目の講義の範囲は、租税法の基本原則や租税法の解釈・適用、租税法と私法の関係、租税回避の問題などの総論的な内容と、租税実体法のうち所得税法に関する内容である。所得税法の講義では、所得税の計算方法を概観することで所得税法の全体像を把握し、所得区分や収入金額、必要経費の考え方などの論点について講義する。

履修者は少ないことが想定されるため、ゼミナール形式の授業を予定している。履習者自身が作成したレジュメに基づいて教科書の該当部分に関する報告をし、それを受けて、担当教員が重要な論点や議論についての補足的な説明をする。そして、応用問題にも対応することができるよう、もう一步踏み込んだ考え方を講義する。ただし、租税法の解釈・適用の考え方や技法を修得することが目的であるから、予習と復習の分量が過度にならないよう考慮する。

単なる規範の暗記にならないよう、例えば、事件の背景や租税法の規定が置かれた立法経緯などにも着目し、規定の趣旨までを理解して、問題解決手法を提示することができる力を養成する。

### <科目の内容>

#### 第1講 租税法の概要と基本的な考え方

主な内容：租税法の意義と範囲、所得税法、法人税法、国税通則法

ねらい：租税法の授業の学習範囲となる、司法試験の出題範囲である所得税法と法人税法、国税通則法の概要を中心に講義する。

#### 第2講 租税法律主義

主な内容：租税法律主義、課税要件法定主義と行政立法、課税要件明確主義と不確定概念、合法性の原則とその制約、手続的保障原則

ねらい：租税法律主義に関連する判例を通して、租税法律主義の論点を整理する。

#### 第3講 租税公平主義

主な内容：租税公平主義、担税力に応じた課税、平等取扱原則

ねらい：租税公平主義に関連する判例を通して、租税公平主義の論点を整理する。

#### 第4講 租税法と私法の関係

主な内容：租税法法律関係の特殊性、租税法と私法の関係、私法上の法律行為と租税法

ねらい：租税法の解釈・適用の過程から租税法法律関係の特殊性を確認し、租税法と私法の関係性を整理する。

#### 第5講 租税回避の否認

主な内容：租税回避、節税と脱税、租税回避の否認

ねらい：租税回避の意義を確認した上で、租税回避の否認をめぐる判例と学説の展開を整理する。

#### 第6講 所得税法の構造と基本的な考え方

主な内容：所得税法、所得分類、損益通算、所得控除、税率、税額控除

ねらい：所得税の計算方法を概観することで、所得税法の構造と各種制度の意義を整理する。

#### 第7講 所得の意義

主な内容：包括的所得概念、課税所得、未実現の利益、帰属所得、非課税所得

ねらい：所得税の課税対象となる所得の範囲と、それに関連する議論として未実現の利益と帰属所得、非課税所得について整理する。

## 第8講 前半のまとめ

主な内容：前半で取り扱った内容を前提とした事例問題に取り組み、正確に争点を設定し、丁寧に事実関係を拾い上げ、論証することができるかを確認する。

ねらい：論点や規範の単なる暗記になっていないかを確認する。事例問題に取り組むことを通して、実践的な問題解決力を身につける。

## 第9講 所得分類①

主な内容：利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得

ねらい：10種類の所得分類の意義や計算方法、隣接する所得分類との区別などについて整理する。

## 第10講 所得分類②

主な内容：退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得

ねらい：10種類の所得分類の意義や計算方法、隣接する所得分類との区別などについて整理する。

## 第11講 譲渡所得の基本問題

主な内容：譲渡所得の意義、資産の範囲、譲渡の範囲、取得費、譲渡費用

ねらい：譲渡所得に関連して、譲渡所得の範囲や取得費、譲渡費用などの基本的な論点について整理する。

## 第12講 譲渡所得の応用問題

主な内容：譲渡所得の計算の特則、みなし譲渡、交換の特則

ねらい：譲渡所得の計算に関連する規定を整理することで、譲渡所得課税の全体像を立体的に理解する。

## 第13講 収入金額

主な内容：所得の年度帰属、権利確定主義、管理支配基準

ねらい：収入金額の基本的な考え方を理解した上で、関連する規定について整理する。

## 第14講 必要経費

主な内容：必要経費の範囲、別段の定め、家事費・家事関連費、損失

ねらい：必要経費の基本的な考え方を理解した上で、「別段の定め」と損失の取扱いについて整理する。

## 第15講 後半のまとめ

主な内容：後半で取り扱った内容を前提とした事例問題に取り組み、正確に争点を設定し、丁寧に事実関係を拾い上げ、論証することができるかを確認する。

ねらい：論点や規範の単なる暗記になっていないかを確認する。事例問題に取り組むことを通して、実践的な問題解決力を身につける。

## <使用する教科書・参考書>

教科書：佐藤英明『スタンダード所得税法〔第4版〕』（弘文堂、2024年）

参考書：中里実ほか編『租税判例六法（第7版）』（有斐閣、2025年）、渕圭吾『租税法講義』（有斐閣、2024年）、谷口勢津夫『税法基本講義〔第8版〕』（弘文堂、2025年）、中里実ほか編著『租税判例百選〔第7版〕』（有斐閣、2021年）、金子宏ほか編著『ケースブック租税法〔第6版〕』（弘文堂、2023年）、金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021年）

## <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験50%、②課題20%、③平常点（質疑応答を含む平常の授業態度）30%とする。

## 租税法Ⅱ

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 谷口智紀

### <授業の目的と到達目標>

本授業の目的は、租税法の基礎的な理論を理解し、租税法の解釈・適用の考え方と技法を修得することにある。膨大かつ詳細な租税法の規定を勉強するためには、まずは租税法の構造を正確に理解することが不可欠である。また、判例と学説の通説的な見解についての正確な知識がないままには自説を展開することもできない。そのため、標準的な教科書を用いて、租税法の基本的な論点を中心に講義する。

租税法の体系は租税法序説と租税実体法、租税手続法、租税争訟法、租税処罰法の5つで構成されるが、このうち、本授業の講義範囲は、租税法序説と租税実体法（所得税法と法人税法）、租税手続法（国税通則法）とする。講義の内容に関連する租税争訟法と租税処罰法に関する内容も取り扱う。

本授業の到達目標は、司法試験科目としての租税法に対応する知識と技能を身につけることである。

### <科目の概要と方針>

本科目の講義の範囲は、法人税法と国税通則法に関する内容である。法人税法の講義では、法人税の計算方法を概観することで、企業会計、会社法会計と法人税法との関係を整理しながら、無償取引の益金課税や「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の考え方、損金に関する「別段の定め」などの論点について講義する。また、国税通則法の講義では、どのような制度が設けられているかを、制度趣旨などにも焦点を当てて講義する。

履修者は少ないことが想定されるため、ゼミナール形式の授業を予定している。履修者自身が作成したレジュメに基づいて教科書の該当部分に関する報告をし、それを受けて、担当教員が重要な論点や議論についての補足的な説明をする。そして、応用問題にも対応することができるよう、もう一步踏み込んだ考え方を講義する。ただし、租税法の解釈・適用の考え方と技法を修得することが目的であるから、予習と復習の分量が過度にならないよう考慮する。

単なる規範の暗記にならないよう、例えば、事件の背景や租税法の規定が置かれた立法経緯などにも着目し、規定の趣旨までを理解して、問題解決手法を提示することができる力を養成する。

### <科目の内容>

#### 第1講 法人税法の構造と基本的な考え方

主な内容：法人税法、法人の所得、益金、損金、資本等取引

ねらい：法人税の計算方法を概観することで、法人税法の構造を確認した上で、所得税との違いを整理する。

#### 第2講 益金

主な内容：益金の意義、無償による資産の譲渡及び役務の提供、資産の譲受け、別段の定め

ねらい：益金の意義を確認した上で、法人税法22条2項の無償取引にかかる収益に対する課税の考え方を整理する。

#### 第3講 損金

主な内容：損金の意義、原価、費用、損失、別段の定め

ねらい：損金の意義を確認した上で、法人税法22条3項と別段の定めとの関係を整理する。

#### 第4講 公正処理基準

主な内容：一般に公正妥当と認められる会計処理の基準、課税のタイミング、租税法と企業会計の関係

ねらい：租税法と企業会計の関係を確認し、公正処理基準の考え方を整理する。法人税における課税のタイミングの議論を整理する。

#### 第5講 役員給与

主な内容：定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与、退職給与、過大な使用者給与

ねらい：法人税法34条の役員給与の損金不算入規定の構造を確認し、その考え方を整理する。

#### 第6講 寄附金

主な内容：寄附金の意義、寄附金の類型と損金不算入、寄附金の額の認定

ねらい：法人税法37条の寄附金の損金不算入規定の構造を確認し、その考え方を整理する。

#### 第7講 交際費等、その他の損金不算入規定

主な内容：交際費等の意義、交際費等の損金不算入、損金に関する別段の定め

ねらい：租税特別措置法に規定する交際費等課税の考え方を整理する。損金に関する別段の定めを整理する。

## 第8講 前半のまとめ

主な内容：前半で取り扱った内容を前提とした事例問題に取り組み、正確に争点を設定し、丁寧に事実関係を拾い上げ、論証することができるかを確認する。

ねらい：論点や規範の単なる暗記になっていないかを確認する。事例問題に取り組むことを通して、実践的な問題解決力を身につける。

## 第9講 同族会社

主な内容：同族会社の意義、同族会社の行為又は計算の否認

ねらい：同族会社に対する規定を整理した上で、同族会社の行為又は計算の否認規定に関する考え方を整理する。

## 第10講 税額の確定手続とは正手続

主な内容：申告納税方式、賦課課税方式、修正申告、更正の請求

ねらい：税額の確定手続とは正手続の全体像を整理した上で、修正申告と更正の請求との違いに焦点をあてて整理する。

## 第11講 加算税

主な内容：過少申告加算税、重加算税、不納付加算税

ねらい：加算税の制度趣旨と種類を確認した上で、過少申告加算税と重加算税の関係について整理する。

## 第12講 推計課税

主な内容：推計課税の意義、推計課税の要件、実額反証

ねらい：推計課税の意義を確認した上で、推計課税の要件と、推計課税に対する実額反証について整理する。

## 第13講 青色申告、源泉徴収

主な内容：青色申告の意義、青色申告の特典、青色承認の取消し、源泉徴収

ねらい：青色申告の制度趣旨と特典を確認した上で、青色承認の取消しについて整理する。源泉徴収の制度趣旨を確認する。

## 第14講 税務調査

主な内容：税務調査の意義、事前通知、違法な調査に基づく課税処分の効果、犯則調査

ねらい：税務調査の意義や事前通知に関する規定を確認した上で、違法な調査に基づく課税処分の効果と、税務調査と犯則調査の違いについて整理する。

## 第15講 後半のまとめ

主な内容：後半で取り扱った内容を前提とした事例問題に取り組み、正確に争点を設定し、丁寧に事実関係を拾い上げ、論証することができるかを確認する。

ねらい：論点や規範の単なる暗記になっていないかを確認する。事例問題に取り組むことを通して、実践的な問題解決力を身につける。

## <使用する教科書・参考書>

教科書：渡辺徹也『スタンダード法人税法〔第3版〕』（弘文堂、2023年）

参考書：中里実ほか編『租税判例六法（第7版）』（有斐閣、2025年）、渕圭吾『租税法講義』（有斐閣、2024年）、谷口勢津夫『税法基本講義〔第8版〕』（弘文堂、2025年）、中里実ほか編著『租税判例百選〔第7版〕』（有斐閣、2021年）、金子宏ほか編著『ケースブック租税法〔第6版〕』（弘文堂、2023年）、金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021年）

## <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験50%、②課題20%、③平常点（質疑応答を含む平常の授業態度）30%とする。

## 地方自治法

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 米丸恒治

### <授業の目的と到達目標>

日本国憲法が保障する地方自治の意義を、憲法が規定する統治構造と人権保障の仕組みを基本に据え、現行地方自治法を中心とする地方自治関連法律の基本的仕組みを理解することを到達目標とする。

もっともわずかに15回の講義で理解できるほど、わが国の地方自治の仕組みは単純ではない。そこで、まずは、現行地方自治法の基本構造を理解することが目標となる。その地方自治法も、地方分権改革あるいは地域主権改革といわれる改革動向の中で、「抜本的改正」が行われてきた。したがって、本講義では、地方自治法を、歴史の中で、グローバル化の中で、民化（私化）の中で、そして分権化の中におき、その核心部分である地方自治法の基礎を学ぶことを当面の目標とする。

行政法の学修をする場合、いまやすべての問題が、地方自治の問題抜きには考えられない。その意味では、地方自治法は、本来行政法の応用でありながら、もはや行政法を超える固有の内容をも有している存在となっている。したがって、本講義の到達目標は、地方自治の現場で通用可能な行政法の実践としての地方自治法はもちろんのこと、さらに行政法と並ぶ、あるいは行政法を超える憲法の実現手段としての地方自治法の一部を学修してもらうことにある。

### <科目の概要と方針>

日本国憲法の大日本帝国憲法との大きな違いは、国民主権、平和主義（戦争放棄）、基本的人権および地方自治にかかる保障条項を新設したところにある。このうち地方自治の保障は、国の統治構造と基本的人権にかかわる基本問題であるが、主権者である日本国民は、この憲法を制定することで、国レベルの統治団体とは別に、自治体レベルにおける地域的統治団体（地方政府）として地方公共団体を設立し、これにも政治を信託することを宣言したと解される。したがって、自治体の存立は、国会あるいは内閣といった国の機関の授権に基づくものではなく、憲法によって直接授権されたものであり、その意味で、わが国の政治・行政は、その始原においてすでに国と地方公共団体の双方に信託されていることになる。したがって、憲法第92条～95条の地方自治保障の内容は、法律でもってしても容易に侵害することはできない、という地方自治の基本原則が導かれることになる。このような憲法の地方自治保障を具体化する基本法に相当する法律が地方自治法である。本講義においては、この地方自治法の一部重要な部分を中心にして、地方自治の基本的な法構造を講義する。

授業は講義を中心に行うが、適宜、主要な裁判例あるいは設例に関する議論をとおして討議的形式で進行して行く予定である。

### <科目の内容>

#### 第1講 地方自治の歴史と憲法的保障

主な内容：地方自治の歴史、憲法の地方自治保障法論

ねらい：わが国の地方自治の歴史について、明治期の「地方行政」制度までさかのぼり概観する。わが国の「地方行政」制度は、明治期において諸外国の法制度の影響を強く受けていることから、比較法制度的な観点も重要になる。このような歴史と比較の中の「地方自治」制度を踏まえて、日本国憲法において自治権が保障されたわけであるが、本講では、地方自治保障制度の過程、内容、意義について理解する。

#### 第2講 地方公共団体の意義・種類・区域のあり方

主な内容：基礎的自治体論（市町村合併論、地方分権改革論）

ねらい：憲法上の地方公共団体および地方自治法上の地方公共団体の意義・種類について学修する。最近の地方分権改革論の中心のひとつは「基礎的自治体」論にあり、区域問題とからんで市町村合併が中心であるが、大都市制度、都道府県制度、「道州制」あるいは連邦制をも射程に入れながら、「自治体再編」論についても考察する。

#### 第3講 地方公共団体の基本構造と組織

主な内容：いわゆる「二元代表制」論、長と議会

ねらい：地方公共団体の自治組織権にかかわる問題として、憲法が保障されると言われる「二元代表制」論、これらを前提とする地方自治法の長と議会との関係について、憲法、法律および条例による組織規律の関係を解きほぐしながら、普通地方公共団体の議会、執行機関、両者の関係について学修する。

#### 第4講 地方公共団体の事務

主な内容：自治体の事務（仕事）区分

ねらい：国と地方公共団体の役割分担の問題を意識しながら、地方公共団体の事務論について、歴史的展開を踏まえて、現行の制度を概観する。とくに機関委任事務制度の創設から廃止までの歴史的展開を押さえておくことは、わが国の戦後の地方自治制度を理解する上できわめて重要である。新しく創設された法定受託事務と自治事務の事務区分等の仕組みと問題点についても、やや詳しく学修する。

#### 第5講 国の行政的関与の仕組み

主な内容：国の関与法制

ねらい：国と普通地方公共団体との法的関係を中心に学修する。地方自治法上の国の関与の法制（自治法245条以下）を中心に検討する。国の関与の法制は、いわゆる行政的関与を中心とする制度であるが、この間の地方分権改革の議論も参考にしながら、その仕組みと新たな問題点について掘り下げる。

#### 第6講 国と地方公共団体との間の紛争処理の仕組み

主な内容：国地方係争処理制度の仕組み

ねらい：国の関与の統制を実効的なものとするためには、国と地方公共団体との間の紛争処理の仕組みが不可欠である。地方自治法上の国地方係争処理制度（250条の7以下）および裁判所による紛争処理（251条の5以下）を中心に、国と地方公共団体との間の係争処理の基本的仕組みと問題点について学修する。

#### 第7講 国と地方公共団体との紛争にかかる裁判例

主な内容：国と地方公共団体との紛争にかかる裁判例

ねらい：地方自治法上の係争処理の問題とは別に、裁判例によって積み重ねられた国と地方公共団体との紛争処理の可能性の問題がある。ここでは、裁判例を整理する。

#### 第8講 地方公共団体の自治立法権（その1）

主な内容：条例制定権の保障と限界（理論編）

ねらい：憲法が保障する自治立法権について全般的に学修する。まず本講では、条例制定権の意義と限界に関する学説について、いわゆる法令先占論から現在の議論にいたるまでを整理・検討する。とくに憲法上の法律事項、条例制定権の範囲（法律と条例との関係）を中心に学修する。

#### 第9講 地方公共団体の自治立法権（その2）

主な内容：条例制定権の保障と限界（判例編）

ねらい：本講では、とくに条例制定権の範囲（法律と条例との関係）について、新たな判例動向にも注目して、主たる裁判例を整理して検討する。そして、第8講における学説の検討と本講における裁判例の検討を踏まえて、地方自治法のもとでのあるべき自治立法権について身につける。

#### 第10講 住民の権利・義務総論

主な内容：住民の参政権、直接請求権論、住民投票権

ねらい：住民の意義、住民の権利・義務について学修する。地方公共団体の行政の仕組みには、国の行政の仕組みには存在しない直接民主主義的要素が特徴的である。住民の権利についても、各種の直接請求権が用意されている。本講では、住民の直接民主主義的な諸権利について学修する。

#### 第11講 住民訴訟（その1）

主な内容：行政事件訴訟、民衆訴訟、住民監査請求、住民訴訟

ねらい：行政事件訴訟全体の中での住民訴訟の位置づけを明確にしなが、住民監査請求と住民訴訟の意義について、総論的に学修する。

#### 第12講 住民訴訟（その2）

主な内容：住民監査請求前置主義、住民訴訟の対象、住民訴訟の類型、住民訴訟における違法性

ねらい：住民訴訟の訴訟要件にかかわる問題、住民訴訟の対象の中心問題である財務会計上の行為の解釈、違法性の「承継」問題あるいは1号請求から4号請求までの住民訴訟の違いについて学修する。

#### 第13講 地方自治と財務会計制度

主な内容：地方自治法関連法で定められている地方財政制度のあらましと、地方自治法の定める契約締結などの財務会計制度

ねらい：3割自治と言われてきた地方財政制度及び地方財政の保障について学ぶとともに、地方自治法上詳細に定められている契約締結行為などの財務会計制度の基本について学修する。

#### 第14講 地方自治と地方公共団体の職員

主な内容：自治体職員の身分の多様化、自治体職員の派遣

ねらい：地方自治の実現のためには、長・議会と住民だけではなく、自治体の現場で働く職員の役割が重要である。その職員は、いまや公務員の身分を有するものだけで構成されているわけではない。また、地方公共団体から派遣されて第三セクター等で働く職員も多い。本講では、地方公共団体で働く職員にかかわる法律問題を学修する。

#### 第15講 地方自治と民化（私化）

主な内容：自治体行政の民化（私化）、指定管理者制度等

ねらい：自治体行政の民化（私化）の現象は、いまでは日常的であり、グローバルでもある。本講では、その典型例である指定管理者制度問題、自治体行政の民化（私化）にかかわる制度と若干の裁判例を学修する。

#### <教科書・参考書>

- ・特定の教科書は指定せず、担当者作成のレジюмеに沿って授業を進める。
- ・参考書については、初回の授業・レジюмеで全般的な参考書等を紹介する。

#### <成績評価方法>

①期末試験 80%、②レポートと平常点（レポート内容と討論の姿勢や態度の評価）20%で最終評価を行う。

## 社会保障法

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 根 岸 忠

### <授業の目的と到達目標>

社会保障法とは、医療保険・年金保険・生活保護等の社会保障にかかわる法分野の学問上の呼び名である。社会保障法は、技術的な側面が強く、また、改正が激しい法領域であることから、その全体像をつかむことは容易ではない。

すでに我が国は超高齢社会に突入していることから、これまでさほど多くはなかったが、社会保障にかかわる訴訟の増加が予想される。それゆえ、社会保障を構成する各制度を理解し、社会保障にかかわる裁判でいかなる点が争われてきたのかを考えることは、超高齢社会で法実務を担う者にとってきわめて重要である。

以上の点から、本講義は、社会保障を構成する各制度の知識をつけた上で、裁判例を素材にしながら、社会保障法を正確に理解することを目標とする。

### <科目の概要と方針>

本講義の受講者には、社会保障法を初めて学ぶ者がいるであろうことから、まず、根拠となる法令に基づき、社会保障を構成する各制度を講義する。その上で、裁判例の検討をとおして、いかなる点が争点となっているのかを学ぶ。

社会保障制度の解説の際はともかく、裁判例の検討にあたっては、教員と受講者のみならず、受講者同士での議論、質疑応答をとおして授業を進めることとする。

### <科目の内容>

#### 第1講 社会保障法総論

主な内容：社会保障の概念、社会保障法の概要

ねらい：社会保障の概念について概観し、社会保障法の意義を考える。

#### 第2講 医療保険法（1）

主な内容：医療保険法の概要、医療保険の当事者

ねらい：医療保険法の体系、保険者・被保険者・保険医療機関等の医療保険の当事者をめぐる法律関係を確認する。

#### 第3講 医療保険法（2）

主な内容：医療保険法上の給付

ねらい：医療給付に関する法律問題を検討する。

#### 第4講 年金保険法（1）

主な内容：年金保険法の概要

ねらい：年金保険の概要を条文に沿って確認する。

#### 第5講 年金保険法（2）

主な内容：年金保険法上の給付

ねらい：老齢・障害・遺族といった各年金給付に関する法律問題を検討する。

#### 第6講 労災保険法（1）

主な内容：労災保険法の概要

ねらい：労災保険の概要を条文に沿って確認する。

#### 第7講 労災保険法（2）

主な内容：業務上災害、通勤途上災害

ねらい：業務上災害、通勤途上災害の認定にかかわる法律問題を考察する。

#### 第8講 労災保険法（3）

主な内容：労災保険法上の給付

ねらい：労災保険法上の給付に関する法律問題を検討する。

#### 第9講 雇用保険法（1）

主な内容：雇用保険法の概要

ねらい：雇用保険の概要を条文に沿って確認する。

#### 第10講 雇用保険法（2）

主な内容：雇用保険法上の給付

ねらい：雇用保険法上の給付に関する法律問題を検討する。

#### 第11講 介護保険法（1）

主な内容：介護保険法の概要

ねらい：介護保険の概要を条文に沿って確認する。

#### 第12講 介護保険法（2）

主な内容：介護保険法上の給付

ねらい：介護保険法上の給付に関する法律問題を検討する。

#### 第13講 生活保護法（1）

主な内容：生活保護法の概要

ねらい：生活保護法の概要を条文に沿って確認する。

#### 第14講 生活保護法（2）

主な内容：生活保護法上の給付

ねらい：生活保護法上の給付に関する法律問題を検討する。

#### 第15講 社会保障法と憲法

主な内容：社会保障法と憲法の関係

ねらい：裁判例をとおして、生存権等と社会保障法の関係について考察する。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書：①本沢巳代子・新田秀樹編著『トピック社会保障法2026 第20版』（不磨書房、令和8年）

②岩村正彦・水島郁子・笠木映里編『別冊ジュリスト269号 社会保障判例百選 第6版』（有斐閣、令和7年）

参考書：講義のなかで適宜紹介する。

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験80%、②平常点（議論への参加度合いや出席状況を含む受講態度）20%で行う。

## 消費者法

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 森 哲也

### <授業の目的と到達目標>

各講の授業の目的は下記「ねらい」記載のとおりである。到達目標は次のとおりである。第1講では、消費者問題の変遷と現在の消費者問題、それへの対応としての主要な消費者法制定の背景、消費者政策について理解する。第2、3講では、契約締結過程に関わる民法・消費者契約法の規律を理解する。第4講では、契約の内容規制に関する消費者契約法の規律について理解する。第5～7講では、特別法である特商法や割賦販売法がどのような手法で消費者の利益擁護を図っているかを理解する。第8講以下では、各テーマ毎に消費者問題の処理の観点やその具体的方法、消費者被害回復のための法的手段について理解する。

### <科目の概要と方針>

消費者問題にかかわる法制度の理解と問題解決能力の習得を目標とした授業を行う。具体的には、民法、消費者契約法、特商法、割賦販売法、製造物責任法など消費者の権利擁護に関する主要な法律について知識を得るとともに、現実の消費者紛争例などを利用して、応用力や立法政策的な思考力を養う授業を行う。

授業方法は、法制度や基礎理論について解説を行い、また現実の訴訟事例や消費者相談例を提示し、随時質疑応答や議論を行う。

### <科目の内容>

#### 第1講 消費者被害・消費者法の変遷・現状と消費者政策

主な内容：消費者被害の現状、主要な消費者被害事件及び主要な消費者関連法制定経過、消費者概念  
ねらい：消費者被害の現状、社会問題化した消費者被害事件とその解決、主要な消費者関連法の制定とその背景を確認し、消費者の権利擁護を考える視点を押さえる。また現在進行している消費者施策の意義と問題点を検討する。

#### 第2講 契約締結過程と民法

主な内容：消費者契約の締結過程の問題にどう民法を適用するか  
ねらい：消費者契約の締結過程の問題点とそれに対する民法の適用について、裁判例を中心に検討する。消費者被害の民法による救済の可能性とその限界についても確認する。

#### 第3講 契約締結過程と消費者契約法

主な内容：消費者契約法の契約締結過程における適用とその解釈について  
ねらい：消費者契約法における契約締結過程に関する規律（3条～7条）の内容及び解釈上の論点について、これまでの裁判例などを取り上げて解説する。消費者契約法の立法の背景、成立・改正の経過、運用状況についても触れる。

#### 第4講 消費者契約の内容規制

主な内容：消費者契約法の不当条項における適用とその解釈について  
ねらい：消費者契約法における不当条項に関する規律（8条～10条）の内容及び解釈上の論点について、裁判例、実際の紛争事例をもとに解説する。

#### 第5講 取引の複雑化—特商法①（訪問販売）—

主な内容：特商法における訪問販売について要件及び規制内容の確認、行政規制と民事規定を併せた法の理解、具体的な紛争事例とその解決手法  
ねらい：特商法における典型取引である訪問販売の適用要件を確認する。また特商法上の他類型の取引とも共通する契約締結過程に関する業法上の規制（書面交付義務や各種禁止行為）や、クーリング・オフ、取消権、過量販売解除権などの民事ルールの趣旨及び機能を解説し、実際の事例を通して知識の定着を図る。

#### 第6講 取引の複雑化—特商法②（訪問販売・通信販売以外の取引類型）—

主な内容：訪問販売・通信販売以外の特商法が適用になる取引類型（連鎖販売取引、業務提供誘引販売、電話勧誘、特定継続役務提供、訪問購入）に関するトラブル、適用要件、それぞれの規制内容など  
ねらい：特殊な取引形態が引き起こしているトラブルの特徴、特商法が取引類型毎にどのような適用要件を設け、どのような行政規制を行い、どのような民事ルールにより救済を図っているか、また解釈上の論点について確認する。

#### 第7講 取引の複雑化—割賦販売法—

主な内容：クレジット取引に関する被害実態、割賦販売法における規制の確認、割賦販売法における抗弁の対抗、取消権など

ねらい：第三者与信型取引の特徴や複雑化について解説する。また抗弁接続規定の内容と解釈上の問題点、クレジット契約の取消権、解除権などを確認する。

#### 第8講 電子商取引

主な内容：電子商取引、ネットオークション、インターネットを巡る諸問題等

ねらい：インターネット社会の発展に伴う消費者取引に関わる問題を確認する。特商法の通信販売その他の特別法による規制、民法の適用とその限界などを確認する。

#### 第9講 投資型消費者紛争と損害賠償請求

主な内容：投資型消費者紛争における損害賠償につき、不法行為責任等を問う意義、適用要件、過失相殺の実情など

ねらい：紛争の実態と法的救済手段の比較・選択の問題、業法規制と不法行為要件の関連などについても裁判例などを含めて検討する。

#### 第10講 PL法と安全規制

主な内容：製品事故とPL法に基づく民事救済、行政による安全規制

ねらい：製品に関する事故が発生した場合の救済について、PL法に関する主要な裁判例等を踏まえて検討する。また、安全に関する消費者問題の現れ方を確認する。

#### 第11講 消費生活上の事故と法的救済

主な内容：医療サービスにおける事故と法的救済

ねらい：消費者問題でも非常に深刻な被害である医療サービスにおける過誤につき、その被害回復がどのようになされているのか、実務的な手続きの流れと問題点について見ていく。また最近の医療過誤に関する判例の流れをその考え方を検討する。

#### 第12講 消費者に関わる取引表示・広告の適正化と競争

主な内容：取引に関わる表示・広告と消費者の利益、競争秩序と消費者の利益、景表法・独禁法・不競法と消費者

ねらい：取引に関わる表示・広告、競争秩序と消費者利益の確保の関係について押さえる。景表法・独禁法・不競法の内容について事例をもとに学習する。行政的な規制とともに、私人による差止請求、損害賠償請求などの権利行使について理解する。

#### 第13講 訴訟・紛争処理と消費者

主な内容：裁判外紛争処理制度、消費者訴訟、消費者団体訴訟制度

ねらい：被害消費者が訴訟制度を利用する場合の問題点や消費者の訴訟を支援する制度について確認する。また、差止めや金銭請求に関する消費者団体訴訟制度や裁判外紛争処理制度、相談苦情処理機関について、各々の機能と特徴を検討する。

#### 第14講 多重債務問題とその法的救済

主な内容：多重債務問題の現状、多重債務者の救済手段の選択、任意整理と法的整理（自己破産と個人再生手続）

ねらい：消費者への与信と多重債務者の現状を知り、多重債務者救済に関する手続とその実務上の注意点について学習する。多重債務の救済手段の選択と、各手続きにおける問題点、判例の流れなどを学ぶ。

#### 第15講 その他の課題

主な内容：前講までの講義で触れなかった消費者問題など

ねらい：これまでの講義で触れなかった箇所を補い、また現時点で重要な消費者問題における課題について検討を行う。

#### <使用する教科書・参考書>

レジュメに沿って授業を進める。

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②課題15%、③平常点（質疑応答を含む平常の授業態度、欠席は減点対象）15%とする。

## 環境問題と法 I

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 藤田 城 治

### <授業の目的と到達目標>

「環境法」とはいうものの、実は「環境法」という名称の法律は存在せず、公害防止や環境保全を目的とする諸法令の総体として存在します。本講義では、環境法政策の変遷と基本理念を俯瞰した上で、主要な国内環境法の解釈論および制度設計について理解を深めることを主眼とします。

法科大学院の授業として、本講義では以下の点に特に留意します。

#### 1. 基本法分野とのクロスオーバー:

環境法は民法（不法行為法）や行政法（行政処分、裁量、行政手続）の「応用・限界事例」としての側面を持ちます。環境法の学習を通じて、これら基本法分野の理解を再確認し、より高度な法的応用力を養います。

#### 2. 実務的視点の涵養

企業のコンプライアンスや不動産取引、紛争解決において環境法がどのように機能しているか、具体的な法の適用場面を意識した検討を行いたいと思います。

なお、続編となる「環境問題と法Ⅱ」では、具体的な環境訴訟の判例研究・事例検討（ケーススタディ）を中心に行います。

### <科目の概要と方針>

大塚直『環境法BASIC』（第4版）および『環境法判例百選』（第3版）を主たる教材とします。受講生は、指定された箇所の予習を前提として授業に臨んでください。

### <科目の内容>

#### 第1講 環境法の法的構造と基本原則

主な内容：公害法・環境法の生成と発展、環境基本法の理念

ねらい：既存の法体系（民法・行政法）に対する環境法の独自性を分析します。特に「汚染者負担原則（PPP）」「持続可能な発展」「予防原則」等が歴史的な背景、内容を明らかにし、環境権や自然享有権についても検討します。

参考文献：『環境法BASIC』p. 2～, p. 30～

#### 第2講 環境規制の政策手法

主な内容：規制的手法・総合的手法（計画・アセスメント）・経済的手法・情報的手法等について

ねらい：環境目的達成のための各種の手法（直接規制、課徴金、環境アセスメント、情報公開等）の選択と組み合わせについて、法政策的視点からその特色、長所、短所を考察します。

参考文献：『環境法BASIC』p. 63～

#### 第3講 環境基本法の解釈

主な内容：公害対策基本法から環境基本法へ

ねらい：環境基本法における環境保全の理念、国・地方公共団体・事業者の責務規定が、個別の取締法規や訴訟においてどのような解釈の指針となるかを整理します。

参考文献：『環境法BASIC』p. 88～

#### 第4講 環境影響評価法（環境アセスメント）の法的統制

主な内容：環境影響評価法の手続的瑕疵と処分の違法性

ねらい：環境アセスメントの歴史、理念、手続的瑕疵が、後続する許認可処分の取消事由となりうるか等、行政法上の論点と絡めてアセスメント法の構造を分析します。

参考文献：『環境法BASIC』p. 108～

#### 第5講 汚染排出規制の法理（大気・水質）

主な内容：規制基準の設定と違反への制裁

ねらい：大気汚染防止法・水質汚濁防止法における排出規制の仕組み（上乘せ条例の可否含む）と、無過失責任規定など民事責任との接続について検討します。

参考文献：『環境法BASIC』p. 147～

#### 第6講 土壌汚染対策法と土地取引

主な内容：公法上の浄化責任と私法上の契約責任

ねらい：土壌汚染対策法に基づく行政命令の要件を学ぶとともに、汚染地の売買における契約不適合責任（民法）や説明義務違反の問題など、不動産取引実務における法的リスクを検討します。

参考文献：『環境法BASIC』 p. 211～

#### 第7講 廃棄物処理法の解釈

主な内容：「廃棄物」概念の法的定義と該当性判断

ねらい：「廃棄物」の定義をめぐる判例・学説の整理を行い、排出事業者責任の強化、不法投棄対策など、廃棄物処理法制の中核的論点を扱います。

参考文献：『環境法BASIC』 p. 261～

#### 第8講 循環型社会形成推進法制

主な内容：循環型社会法制の歴史・現状・内容

ねらい：容器包装、家電等の各種リサイクル法における法的スキームの違いと、循環型社会形成推進基本法との関係を整理し、実効ある資源循環のための法制度を考察します。

参考文献：『環境法BASIC』 p. 255～, p. 330～

#### 第9講 自然環境保全と財産権の制約

主な内容：自然公園法・自然環境保全法

ねらい：自然保護のための行為規制が、憲法上の財産権保障とどのように調整されるか（損失補償の要否等）の視点を含め、自然保護法制の特質を学びます。

参考文献：『環境法BASIC』 p. 371～

#### 第10講 気候変動対策と法の役割

主な内容：地球温暖化対策推進法と国際枠組み

ねらい：気候変動問題について、1992年気候変動枠組条約、パリ協定（2015年）の採択、日本の地球温暖化対策推進法（1998年制定・2021年改正等）制定の経過、及び課題について概説します。

参考文献：『環境法BASIC』 p. 423～

#### 第11講 環境訴訟Ⅰ（公害損害賠償）

主な内容：不法行為法の修正と展開

ねらい：四大公害訴訟等の判例分析を通じ、因果関係の立証（疫学的因果関係）、過失の認定、共同不法行為論など、民事不法行為法理が環境訴訟においてどのように修正・適用されてきたかを検討します。

参考文献：『環境法BASIC』 p. 484～

#### 第12講 環境訴訟Ⅱ（差止請求）

主な内容：人格権・環境権と受忍限度論

ねらい：騒音・振動・景観等をめぐる差止請求訴訟において、被侵害利益（人格権・環境権）がいかに構成され、違法性判断（受忍限度論）が同時になされているか、主要判例をもとに分析します。

参考文献：『環境法BASIC』 p. 508～

#### 第13講 環境訴訟Ⅲ（行政訴訟）

主な内容：原告適格と行政裁量の統制

ねらい：小田急高架訴訟等の重要判例を素材に、取消訴訟における原告適格（法律上の利益）の拡大傾向や、行政計画・処分における行政裁量の司法統制のあり方について深く学びます。

参考文献：『環境法BASIC』 p. 531～

#### 第14講 総括Ⅰ（環境法の特徴）

主な内容：第1～13講の振り返りを通じ、環境基本法の理念が個別法および裁判実務において具体化されているか、その法的整合性を検証します。

#### 第15講 総括Ⅱ（環境法の現代的課題）

主な内容：これまでの学習を踏まえ、公害・環境法の未解決の法的課題を整理し、将来の法制度設計への展望を議論します。

#### <成績評価方法>

1. 期末試験（70%）：事例問題等を通じ、環境法の知識を具体的紛争に適用する能力を問います。
2. 宿題・レポート（20%）：授業内で提示する課題に対する法的分析力を評価します。
3. 平常点（10%）：質疑応答等の授業参加貢献度を評価します。

#### <使用テキスト・参考文献>

大塚直『環境法BASIC』（第4版）、有斐閣

判例集：『環境法判例百選』（第3版）、有斐閣

※授業時に適宜、最新判例や補足レジュメを配布します。

## 環境問題と法Ⅱ（演習）

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 藤田 城 治

### <授業の目的と到達目標>

重要判例の精読と分析を通じて、環境紛争における法的解決のプロセス（当事者の主張立証、裁判所の実事認定と法的判断）を体験し、実戦的な法的思考力を養います。到達目標は以下の通りです。

#### 1. 要件事実論的思考の確立

公害・環境訴訟において、不法行為責任や差止請求権がどのような要件の下で認められるか、民法・行政法の原則に対する修正や拡張（因果関係の立証軽減、過失の客観化など）を正確に理解する。

#### 2. 基本法との統合的理解

環境訴訟を「特殊な紛争類型」として片付けるのではなく、民法（不法行為、契約）および行政法の「限界事例・応用事例」として位置づけ、基本法の理解を深化させることも目標にしたい。

### <授業の進め方・方針>

受講生は、事前に『環境法判例百選』だけでなくできるだけ、判決の原文（判例時報・判例タイムス・その他判例データベース）を読み込み、「何が争点か」「裁判所はどのようなロジックで結論を導いたか」を整理してることが望ましいです。

### <科目の内容>

#### 第1講 水俣病訴訟と過失・因果関係論

主な内容：熊本水俣病判決、新潟水俣病判決、関西訴訟最高裁判決（H16）、水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（H25）

ねらい：不法行為における「過失（予見可能性・結果回避義務）」の高度化と、加害行為と損害の因果関係における立証責任の分配を検討します。また、国・県の規制権限不行使責任（国家賠償法1条）の成否についても扱います。

参考文献：80, 81, 84, 85 大塚『環境法BASIC』（第4版）484～508頁

#### 第2講 疫学的因果関係の立証

主な内容：イタイイタイ病事件、ルンバル事件（参考）

ねらい：公害訴訟における「因果関係」の立証責任の分配について議論します。高度の蓋然性、疫学的証明が法的因果関係認定において果たす役割と限界を、医療過誤判例（ルンバル事件）との比較から考察します。

参考文献：15 大塚『環境法BASIC』（第4版）494～497頁

#### 第3講 大気汚染と共同不法行為

主な内容：四日市ぜんそく事件、西淀川公害事件、建設アスベスト訴訟（最高裁R3）

ねらい：複数の発生源（工場、自動車、建材等）による複合汚染において、民法719条（共同不法行為）がどのように適用されるか。関連共同性、寄与度減額、責任の範囲について検討します。

参考文献：2, 10 大塚『環境法BASIC』（第4版）499～505頁

#### 第4講 騒音公害と差止請求（空港）

主な内容：大阪国際空港事件、厚木基地第4次訴訟

ねらい：空港騒音に対する「差止請求」の可否。民事上の差止請求と、行政法上の公権力行使（自衛隊機・米軍機の運航）との関係、および過去・将来の損害賠償請求の限界について学びます。

参考文献：19, 20, 24 大塚『環境法BASIC』（第4版）508～531頁（航空行政の関係で521～526頁）

#### 第5講 道路公害と受忍限度論

主な内容：国道43号線訴訟、名古屋南部大気汚染公害事件

ねらい：公共性の高い道路供用と周辺住民の生活利益の調整。差止請求と損害賠償請求のそれぞれにおいて「受忍限度」がどのように判断されるか（違法性の相対化）を分析します。

参考文献：12, 25 大塚『環境法BASIC』（第4版）487, 551頁

#### 第6講 景観利益・景観権

主な内容：国立マンション事件（地裁・高裁・最高裁）

ねらい：「良好な景観の恵沢」は法的保護に値するか。景観利益侵害が不法行為を構成するための要件と、建物撤去等の原状回復請求が認められるハードルについて検討します。

参考文献：62 大塚『環境法BASIC』第4版491頁

#### 第7講 諫早湾干拓佐賀事件

主な内容：諫早湾干拓佐賀訴訟（福岡高裁H22、最高裁R5決定）

ねらい：潮受堤防の「開門」と「閉門（防災）」という対立する利益・義務が衝突した際の司法判断のあり方。主位的請求（撤去）と予備的請求（開門）の審理、および確定判決後の事情変更について考察します。

参考文献：73 大塚『環境法BASIC』517頁

#### 第8講 廃棄物処理施設を巡る訴訟

主な内容：丸森町廃棄物処分場事件、紀伊長島町水道水源保護条例事件

ねらい：廃棄物処理場の建設・操業に対する人格権に基づく事前差止め（予防的差止め）の要件。また、国の許可基準と自治体の上乗せ条例・横出し条例（水源保護条例等）の整合性と法的効力について検討します。

参考文献：38, 53 大塚『環境法BASIC』（第4版）299, 514, 562, 605頁

#### 第9講 土壌汚染と契約責任・不法行為

主な内容：フッ素汚染土地瑕疵担保責任事件（最高裁H22）、川崎市土壌汚染事件（東京高裁H25）

ねらい：私法上の責任（売買契約における契約不適合責任・説明義務違反）と、公法上の責任（土壌汚染対策法に基づく浄化命令の費用求償）の交錯。契約不適合責任につき、法令改正による遡及的適用の可否等の論点を扱います。

参考文献：30, 31 大塚『環境法BASIC』（第4版）590～592頁

#### 第10講 自然の権利・原告適格の拡張

主な内容：アマミノクロウサギ事件、オオヒシクイ事件、北川湿地事件

ねらい：「自然そのもの」に当事者能力は認められるか。環境NGOや住民による「自然の権利」訴訟の理論的構成と、現行法（行政事件訴訟法）における原告適格の壁について議論します。

参考文献：69, 70, 71 大塚『環境法BASIC』52～54頁

#### 第11講 都市計画・開発許可と原告適格

主な内容：小田急高架化訴訟、サテライト大阪事件、宮崎産廃処分場事件

ねらい：行政事件訴訟法9条（原告適格）の解釈。「法律上の利益」を有する者の範囲が、根拠法令の趣旨・目的からどのように画定されるかを、最高裁判例から読み解きます。

参考文献：28, 29, 100、最高裁H26. 7. 29（判時2246号10頁・判タ1409号114頁）

#### 第12講 行政裁量の司法統制（環境保全の衡量）

主な内容：日光太郎杉事件、靱の浦世界遺産事件、二風谷ダム事件

ねらい：土地収用認定や公有水面埋立免許における行政裁量の統制。行政庁が環境利益や文化的価値を軽視した場合、裁量権の逸脱・濫用となるか。判断過程審査の実践的適用を学びます。

参考文献：64, 77, 79

#### 第13講 環境アセスメントと原告適格・手続的瑕疵

主な内容：新石垣空港事件、辺野古環境アセスやり直し訴訟

ねらい：環境影響評価（アセスメント）の手続きに瑕疵があった場合、後続する許認可処分の効力にどう影響するか。アセス法上の意見陳述権と原告適格の関係性についても検討します。

参考文献：75, 76 大塚『環境法BASIC』第4版580～586頁

#### 第14講 原発訴訟Ⅰ（行政訴訟・差止仮処分）

主な内容：伊方原発最高裁判決、大飯原発運転差止請求事件

ねらい：高度な科学技術的争点に対する司法審査のあり方。「判断過程の合理性」審査（伊方基準）と、人格権に基づく民事差止請求における具体的危険性の立証について比較検討します。

参考文献：89, 94 大塚『環境法BASIC』第4版513, 519頁

#### 第15講 原発訴訟Ⅱ（損害賠償・国の責任）

主な内容：福島第一原発事故損害賠償請求事件（仙台高裁R2、最高裁R4）

ねらい：原子力損害賠償法に基づく無過失責任の範囲、および国家賠償法上の規制権限不行使責任（津波の予見可能性等）。大量不法行為における損害額の算定や中間指針の法的性質を扱います。

大塚『環境法BASIC』（第4版）490頁

#### <成績評価方法>

期末試験（70%）：宿題・レポート（20%）平常点（10%）で評価します。

<使用テキスト・参考文献>

判例集：『環境法判例百選』（第3版）、有斐閣（なお、予習では百選の引用部分だけではなく判例時報・判例タイムズで判決文の原文にあたることを望ましいです。）

参考書：大塚直『環境法BASIC』（第4版）、有斐閣

※各回の判例解説（判例時報、判例タイムズ等）や、授業用レジメを適宜参照すること。

## 刑事政策

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 渡邊 一 弘

### <授業の目的と到達目標>

本授業では、行動科学諸分野において取り組まれてきた犯罪学研究の歴史的発展と今日までに達成された学問的成果に触れることにより、犯罪原因および犯罪現象についての科学的・経験的な研究方法を理解するとともに、犯罪学研究についての理解をふまえて、犯罪対策としての各種の司法的処分の有効な運用方法や刑事政策上の諸問題への効果的な取り組みを探ることを講義の目的としている。

本授業の到達目標は、犯罪統計の読み方を身に付け、刑事司法の運用に関する必要な情報を入手できるようになるとともに、犯罪学研究の成果をふまえ、各種の犯罪者処遇制度の本質を理解する能力および現在運用されている刑事司法システムの機能を科学的に評価する能力、そしてより有効に機能する犯罪対策を追求する能力を身に付けることである。

### <科目の概要と方針>

本授業では、まず第1講から第4講において犯罪学の基礎的理解および犯罪学諸分野（犯罪生物学、犯罪精神医学、犯罪心理学、犯罪社会学、犯罪予防論）において今日までに達成された学問的成果の概要の把握を行う。その後、第5講から第10講までにおいて、我が国の刑事司法制度、犯罪者処遇法制の概観を行うとともに各処遇制度の問題点の検討を行う。その後、第11講から第15講まで、刑事政策における現代的課題として、女性犯罪者の処遇、触法精神障害者の処遇、高齢犯罪者の処遇、高齢・障害を理由とした「処遇困難者」への刑事政策的対応を取り上げ、検討を行う。

授業については、教員作成のレジュメに沿って、質疑応答を通じた受講生の理解度の確認も交え、講義を進めることとする。受講生は、本シラバスの「科目の内容」欄を確認し、授業の該当部分について教科書（配布レジュメ）や参考書を用いて予習を行ったうえで講義に出席していただきたい。また、講義内容の節目において、授業内容を簡潔にまとめるとともに、講義内容からの実務上の問題点の抽出を内容とするレポート（振り返りレポート）を課題として課すので、この課題に取り組むことを通じて講義の復習に取り組んでいただきたい。

### <科目の内容>

#### 第1講 ガイダンス、犯罪学の基礎、犯罪統計の読み方

主な内容：犯罪学の基礎、犯罪統計の読み方、犯罪の暗数

ねらい：犯罪学、刑事政策学の学問的意義を理解するとともに、刑事政策決定を行うに際しての科学的根拠を提供する犯罪学の概要を理解し、政策決定の根拠となる社会的事実および実務上の経験を実証的に分析する能力を身につけるため、犯罪統計の読み方を学ぶ。

#### 第2講 犯罪学の歴史的発展

主な内容：犯罪学の歴史的発展

ねらい：近代的な「犯罪学」以前の犯罪研究の状況、古典派犯罪学の発展と概要、実証主義犯罪学の発展と概要、現代の犯罪学研究の展開を学び、犯罪学研究の概要を把握する。

#### 第3講 犯罪学諸分野における研究の動向（1）

主な内容：犯罪生物学、犯罪精神医学、犯罪心理学、犯罪社会学、犯罪予防論（状況犯罪学、環境犯罪学等）

ねらい：犯罪生物学、犯罪精神医学、犯罪心理学、犯罪社会学、犯罪予防論（状況犯罪学、環境犯罪学等）など、犯罪学諸分野における研究動向を把握する。

#### 第4講 犯罪学諸分野における研究の動向（2）、刑事政策の基礎

主な内容：犯罪生物学、犯罪精神医学、犯罪心理学、犯罪社会学、犯罪予防論（状況犯罪学、環境犯罪学等）、刑罰論の基礎、刑事政策の学習課題

ねらい：犯罪生物学、犯罪精神医学、犯罪心理学、犯罪社会学、犯罪予防論（状況犯罪学、環境犯罪学等）など、犯罪学諸分野における研究動向を把握するとともに、次週以降から学ぶ刑罰の基礎および刑事政策学の学修課題の確認を行う。

#### 第5講 死刑制度をめぐる問題①（死刑の運用状況、死刑の執行方法、死刑廃止をめぐる世界の動向、死刑存廃論）

主な内容：死刑の運用状況、死刑の執行方法、死刑廃止をめぐる世界の動向、死刑存廃論

ねらい：我が国における死刑制度の運用状況を把握するとともに、死刑執行方法をめぐる議論、死刑存廃論の議論状況を確認する。

#### 第6講 死刑制度をめぐる問題②（死刑の適用基準、死刑の代替刑）

主な内容：死刑の適用基準、死刑の代替刑、死刑の執行猶予制度

ねらい：死刑の適用基準についての議論と実証的分析の動向の確認、死刑の代替刑をめぐる議論を確認する。

#### 第7講 自由刑

主な内容：自由刑の本質、自由刑の歴史、自由刑単一化論、短期自由刑をめぐる問題

ねらい：近代自由刑の誕生と発展を学ぶことを通じ、自由刑の本質を理解するとともに、自由刑をめぐる問題として自由刑単一化論、短期自由刑をめぐる議論の概要を把握する。

#### 第8講 施設内処遇

主な内容：犯罪者処遇の基本理念、我が国における施設内処遇制度の変遷、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の概要

ねらい：犯罪者処遇の基本理念を学び、我が国における施設内処遇制度の変遷にふれつつ「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づく施設内処遇の概要を学ぶ。

#### 第9講 社会内処遇の基本的理解

主な内容：社会内処遇の意義、更生保護法に基づく社会内処遇制度の概要

ねらい：社会内処遇制度の概要を把握し、更生保護法に基づく処遇制度（仮釈放、保護観察）の概要を学ぶ。

#### 第10講 社会内処遇の運用と課題、罰金刑

主な内容：更生保護、財産刑の種類、財産刑の刑事政策的意義、罰金刑の本質、罰金刑の運用状況

ねらい：講義前半は社会内処遇制度のうち、更生保護（応急の救護、更生緊急保護）、更生保護施設の概要を学ぶ。後半は、財産刑の刑事政策的意義を理解するとともに、刑事制裁としての罰金刑の本質と運用状況とその刑事政策的意義を学ぶ。

#### 第11講 女性犯罪への刑事政策的対応

主な内容：女性犯罪の発生状況、女性犯罪の原因、女性犯罪者の処遇

ねらい：女性犯罪に対する有効な刑事政策的対応を検討するために、女性犯罪の発生状況および女性犯罪の原因を検討するとともに、女性受刑者に対して配慮すべき処遇上の問題を確認し、女性犯罪者への有効な処遇のあり方を検討する。

#### 第12講 犯罪精神医学の概要

主な内容：犯罪精神医学の概要、司法精神医学の概要

ねらい：精神障害の概念と分類、精神疾患と犯罪の関係、パーソナリティ障害と犯罪に関する精神医学からの犯罪学研究の成果にふれ、精神医療と刑事司法の交錯領域を検討する上での基本的理解を身に付ける。

#### 第13講 保安処分論・心神喪失者等医療観察法における処遇

主な内容：刑罰と保安処分の関係、心神喪失者等医療観察法の概要

ねらい：保安処分の本質、刑罰と保安処分の関係をめぐる議論、我が国における保安処分論の展開を概観するとともに、心神喪失者等医療観察法の概要、同法による治療処遇の概要を把握する。

#### 第14講 高齢者犯罪への刑事政策的対応

主な内容：高齢犯罪者への刑事政策的対応

ねらい：高齢者犯罪の動向、高齢者犯罪の原因および特徴を確認するとともに、高齢犯罪者の処遇上の問題を確認し、高齢犯罪者への有効な刑事政策的対応を検討する。

#### 第15講 高齢・障害を理由とした「処遇困難者」の処遇のあり方（司法と福祉の連携）

主な内容：「処遇困難者」の現状、「処遇困難者」の社会復帰、司法と福祉の連携

ねらい：高齢・障害を抱える受刑者の処遇と社会復帰をめぐる状況を分析するとともに、今日取り組まれている入口支援および出口支援の運用状況の分析も行い、司法と福祉の有効な連携のあり方を模索する。

#### <使用する教科書・参考書>

教科書：岩井宜子・渡邊一弘・柴田守『刑事政策（第8版）』（尚学社、2025）

本講義では教科書とともに教員作成のレジュメに沿って講義を進める。

参考書：法務省法務総合研究所編『令和7年版犯罪白書』

その他学修上有益な文献一覧を初回講義の際に配布する。

#### <成績評価方法>

成績評価は、①期末試験50%、②課題（振り返りレポート）30%、③平常点（質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や態度の評価、欠席は減点とする）20%とする。

## 刑事法特論（少年法・被害者保護法）

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 渡邊 一 弘

### <授業の目的と到達目標>

本授業では、少年法の基本理念と基本構造および犯罪被害者保護法制の基本理念と基本構造を理解し、実務法曹として必要な能力を身につけることを目的とする。

本授業の到達目標は、少年法については、少年犯罪の動向、最近の少年犯罪の特徴についての正確な理解を身に付け、少年司法制度の存在意義を理解すること、少年保護の利益と社会の利益の双方にとって有効に機能する少年司法制度の在り方を模索する能力を身に付けること、近年の少年法改正の動向を理解し、今後の我が国の少年法のあり方を検討しうる能力を身に付けることとする。被害者保護法については、犯罪被害の実態を理解したうえで、犯罪被害者等がどのような支援を必要としているかを把握し、適切な犯罪被害者保護法制の在り方を検討しうる能力を身につけることとする。

### <科目の概要と方針>

本授業では、第1講から第12講において、少年法の基本理念の理解および少年司法制度の基本構造を把握するために少年法の基礎についての説明を行った後、少年司法手続の流れに沿って、少年司法制度の各段階における基本問題の理解に取り組む。第13講から第15講においては、刑事司法における被害者保護法制の概要を把握するとともに、社会的関心が高まりつつあるファミリー・バイオレンス領域における被害者保護法制である児童虐待防止法と配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律の概要の把握を行う。

授業については、教員作成のレジュメに沿って、質疑応答を通じた受講生の理解度の確認も交え、講義を進めることとする。受講生は、本シラバスの「科目の内容」欄を確認し、授業の該当部分について教科書（配布レジュメ）や参考書を用いて予習を行ったうえで、講義に出席していただきたい。また、講義内容の節目において、授業内容を簡潔にまとめるとともに、講義内容からの実務上の問題点の抽出を内容とするレポート（振り返りレポート）を課題として課すので、この課題に取り組むことを通じて講義の復習に取り組んでいただきたい。

### <科目の内容>

#### 第1講 少年法の法的性質、少年法の歴史的発展、少年法の基本構造

主な内容：少年法の基礎的理解（少年法の法的性質、少年法の歴史的発展）、少年法の基本構造、少年司法システムの特徴と特殊性

ねらい：少年法を理解するうえでの基礎として、少年法の法的性質、少年法制の歴史的発展を学ぶことを通じ、刑事実体法および刑事手続法の特別法としての少年法の概要および児童福祉法と少年法の関係についての理解を深める。さらに、少年司法と刑事司法との相違や少年司法を刑事司法から独立して存在させる意義についての検討を通じ、少年司法制度の基本構造と刑事司法制度との比較においての特殊性を理解する。

#### 第2講 少年期特性の理解と少年観、刑法と少年法の関係、少年法による強制的介入の正当化原理

主な内容：非行少年の法的概念、少年司法制度設立の前提となる少年像の理解（少年観）、刑法と少年法の関係、刑事未成年制度の趣旨、触法少年に対する保護的介入の正当化原理、犯罪少年に対する保護処分優先主義に基づく対応の正当化原理、触法精神障害少年に対する処遇

ねらい：少年司法制度設立の前提となる少年像の理解（少年観）を含めた少年司法における福祉モデルと司法モデルの基本構造を学ぶとともに、少年法による強制介入原理および非行少年を保護処分に付することの正当化原理についての理論的検討を試みる。

#### 第3講 非行の発見過程①

主な内容：非行の発見過程と発見活動、発見活動の主体と発見されるべき非行少年

ねらい：犯罪捜査と非行少年の発見手続の相違、発見活動の主体と発見されるべき非行少年、発見後の対応（送致、報告、通告）とその方法と効果について概観する。

#### 第4講 非行の発見過程②

主な内容：犯罪容疑少年の発見活動、触法容疑少年の発見活動、虞犯容疑少年の発見活動

ねらい：犯罪容疑少年の発見活動、触法容疑少年の発見活動、虞犯容疑少年の発見活動について、それぞれの対象ごとに手続を概観する。

#### 第5講 家庭裁判所の事件受理、調査過程①

主な内容：家庭裁判所による事件受理、観護措置、調査過程、法的調査と社会調査、少年鑑別所による鑑別

ねらい：家庭裁判所による事件受理手続に関し、少年法における不告不理の原則の適用範囲、観護措置、法的調査と社会調査、少年鑑別所による鑑別に関する各手続のあり方を理解するとともに、法的な問題点の検討を行う。

#### 第6講 調査過程②

主な内容：家庭裁判所調査官による社会調査、社会調査と適正手続、調査を経た事件の扱い

ねらい：調査過程のうち、家庭裁判所調査官による社会調査を中心に手続の概要を把握する。また、調査を経た事件の扱いについて、審判不開始、他の法システムへの移送、審判開始決定という決定についての理解を行う。

#### 第7講 少年審判、少年審判の対象

主な内容：少年審判、少年審判の対象

ねらい：少年審判について、審判過程、少年審判対象論、要保護性概念をめぐる議論についての検討を行う。

#### 第8講 保護処分決定（保護処分の基本的理解、保護観察）

主な内容：保護処分の基本的理解、少年に対する保護観察の理解

ねらい：保護処分決定についての基本的理解を深めるとともに、社会内処遇としての保護観察の内容を把握と運用状況の分析を行う。

#### 第9講 保護処分決定（少年院送致（1））

主な内容：保護処分としての少年院送致決定についての理解

ねらい：資料映像の視聴および講義を通じて少年院における処遇の実際を理解する。

#### 第10講 保護処分決定（少年院送致（2）、児童自立支援施設・児童養護施設送致）

主な内容：保護処分としての少年院送致決定、児童自立支援施設・児童養護施設送致決定についての理解

ねらい：資料および講義を通じて少年院での処遇および児童自立支援施設・児童養護施設での処遇の内容と課題を理解する。

#### 第11講 検察官送致決定、少年の刑事事件

主な内容：検察官送致決定と刑事処分相当性をめぐる議論についての理解および少年刑事事件の意義と要件、少年の刑事処分に関する特則についての理解

ねらい：少年審判における刑事処分相当性をめぐる議論、保護処分と刑事処分の関係をめぐる議論について理解することに加え、少年の刑事事件の手続を概観し、死刑と無期刑の緩和や不定期刑など少年の刑事処分に関する特則を理解する。

#### 第12講 少年事件の裁判員裁判

主な内容：裁判員裁判における少年事件の量刑傾向、裁判員裁判における少年調査記録の取り扱い

ねらい：裁判員裁判における少年事件について、少年調査記録の取扱いをめぐる問題状況を分析するとともに、少年事件の量刑傾向についての分析にも取り組む。

#### 第13講 被害者学の発展と犯罪被害者の法的保護

主な内容：被害者学の基本的理解、犯罪被害者給付金制度の内容、我が国における被害者保護法制の展開、刑事司法における犯罪被害者への配慮

ねらい：被害者学の発展と概要を確認するとともに、我が国における被害者保護法制を概観する。

#### 第14講 児童虐待対策法制度の概要

主な内容：児童虐待の実態、児童虐待の病理、児童虐待対策法制度の概要

ねらい：今日、社会問題として大きな注目を集める児童虐待をめぐる問題について、児童虐待の実態分析および児童虐待の病理についての犯罪学的分析を行うとともに、我が国における児童虐待対策法制度の概要を把握する。

#### 第15講 DV防止法、ストーカー規制法の概要

主な内容：配偶者からの暴力の病理と実態、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要、ストーカー犯罪の実態、ストーカー行為等の規制等に関する法律の概要

ねらい：児童虐待と同様、社会問題として大きな注目を集める配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）およびストーカー犯罪について、配偶者からの暴力の病理と実態の分析、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要の把握に取り組むとともに、ストーカー犯罪の実態の分析、ストーカー規制法の概要の把握に取り組む。

<使用する教科書・参考書>

教科書：第1回～第12回：川出敏裕『少年法（第2版）』（有斐閣、2022）

第13回～第15回：岩井宜子・渡邊一弘・柴田守『刑事政策（第8版）』（尚学社、2025）

本講義では教科書とともに教員作成のレジュメに沿って講義を進める。

参考書：田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法（第5版）』（有斐閣、2024）  
川出敏裕編『少年法判例百選（第2版）』（有斐閣、2024）  
法務省法務総合研究所編『令和7年版犯罪白書』  
その他、学修上有益な文献一覧を初回講義（少年法関係）、第13回（被害者保護法関係）  
の際に配布する。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験50%、②課題（振り返りレポート）30%、③平常点（質疑応答を含む授業に  
取り組む姿勢や態度の評価、欠席は減点とする）20%とする。

## 法医学

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 早川 秀幸

### <授業の目的と到達目標>

法医学は、法律上問題となる事項について医学的立場から検討する医学分野である。意見を求められた場合、鑑定書や意見書などの書面によって回答するのが一般的である。本講義では、これらの書面の記載内容を正確に理解し、批判的に検討するために必要な基礎知識を習得することを主たる目的とする。具体的には、法医学で用いられる専門用語の表す概念を正確に理解すること、法医学医師が判断の根拠としている法医学上の理論の概要を知ることを中心に、講義、事例供覧、実習などを交えて知識の習得を図る。

### <科目の概要と方針>

法医学が取り扱う分野は広範囲に及び、そのすべてを講義することは不可能である。前項で記載した本講義の主目的を達成するために、死因判断や死後経過時間推定、損傷鑑定に関連する重要事項を中心に講義を行う。また法医学画像診断（Ai、オートプシーイメージング）など、比較的新しいテーマも取り上げる。

履修者には法医学の基礎知識がないことを前提として講義を行う。受講に当たって必要な資料は事前に配布するので、目を通したうえで講義に出席することが望ましい。事例供覧を含めた講義が主体となるが、適宜、実習や質疑応答を交えて進行する予定である。一部の講義については、実務経験豊富なゲストスピーカーの招聘も検討している。また、特に希望する履修者に対しては、法医解剖や死体検案など、法医学の実務活動を見学する機会も提供する予定である。

### <科目の内容>

#### 第1講 法医学総論

主な内容：法医学が取り扱う分野、実務活動の概要、異状死、日本における死因究明システム

ねらい：法医学ではどのような分野を取り扱い、どのような実務活動を行っているかについて理解する。また異状死の定義、日本の死因究明システムの現状と問題点について理解する。

#### 第2講 死の判定と死因

主な内容：心臓死の定義と判定法、脳死の定義と判定法、死因論

ねらい：心臓死と脳死に関し、その定義と判定方法を理解する。また死因の考え方の概要を理解し、死亡診断書（死体検案書）の記載から死亡に至る経過を把握できるようにする。

#### 第3講 死体現象

主な内容：早期死体現象、晚期死体現象

ねらい：死亡後、人体はどのように変化していくかについて理解する。

#### 第4講 死後経過時間推定

主な内容：死後経過時間の推定方法について解説すると共に、模擬事例を用いて実際に推定を行う。

ねらい：死後経過時間をどのように推定しているかを理解する。

#### 第5講 損傷と成傷機序

主な内容：損傷の分類、関連する専門用語の定義、成傷器と成傷機序

ねらい：損傷に関する専門用語の定義を正確に理解し、鑑定書等における損傷の記載を誤りなく読み解けるようにする。また成傷器・成傷機序の推定方法とその限界について理解する。

#### 第6講 損傷の記録方法

主な内容：損傷の記録方法、特に文章化する方法について解説する。また、鑑定書の記載から損傷の形状を作図する、損傷の写真から損傷を文章化するなどの実習を行う。

ねらい：損傷を文章や画像でどのように記録するかを理解する。損傷に関する記載から実際の損傷をイメージできるようにする。

#### 第7講 頭頸部損傷

主な内容：法医学上重要な頭頸部損傷について

ねらい：実例を供覧しながら、頭部や頸部の損傷について、その分類や重篤度について理解する。

#### 第8講 窒息

主な内容：法医学上重要な窒息について

ねらい：実例を供覧しながら、頸部圧迫、気道閉塞など、窒息の分類や死体所見について理解する。

#### 第9講 溺水と異常環境

主な内容：自然水系やプールなどでの溺水について、家庭用浴槽内での死亡について、異常環境下で

の死亡について

ねらい：実例を供覧しながら、溺水の分類や死体所見について理解する。また家庭用浴槽内での死亡に関する特殊性、問題点について理解する。さらに、低体温症、熱中症、焼死など、異常環境に起因する死亡についても概要を理解する。

#### 第10講 内因性急死

主な内容：代表的な内因性急死（急な病死）について

ねらい：実例を供覧しながら、心筋梗塞、大動脈解離、肺血栓塞栓症、脳血管障害など、急な経過で死亡する疾患について概要を理解する。

#### 第11講 法医画像診断

主な内容：法医学領域におけるCT、MRI等の活用

ねらい：法医学実務活動におけるCT、MRIの活用について、その有用性と限界を理解する。

#### 第12講 法医中毒学

主な内容：薬毒物中毒に対する法医学の役割について

ねらい：実例を供覧しながら、死因診断の難しさや薬毒物分析の重要性について理解する。

#### 第13講 虐待と臨床法医学

主な内容：虐待事例に対する法医学の役割について、嬰兒死亡について

ねらい：虐待や傷害事件における損傷鑑定など、生きている人を対象とした法医学の実務活動について理解する。また、関連事項として嬰兒死亡の法医学的問題について理解する。

#### 第14講 個人識別

主な内容：個人識別の方法について、大量の死者を伴う災害・事故における法医学の役割

ねらい：身元不明死体や白骨死体の個人識別法について理解する。また、大震災の際に法医学医師が行った活動を通して、大規模な災害・事故における法医学の役割について理解する。

#### 第15講 医療事故調査制度（内容が変更になる可能性あり）

主な内容：医療事故調査制度と法医学の関わり

ねらい：医療法に規定された医療事故調査制度の概要について理解する。

#### <使用する教科書・参考書>

事前配布するレジュメに沿って授業を進める予定である。

教科書・参考書として以下の書籍を挙げておくが、購入を指定するものではない。

- ・池田典昭、木下博之 編集『標準法医学（第8版）』（医学書院、2022年）
- ・吉田謙一 著『ケースから読み解く法医学――正しい死因究明のために』（日本評論社、2023年）

#### <受講にあたっての注意事項>

- ・科目の特性上、講義の中で遺体、臓器、損傷などの写真を多数使用する。裁判員裁判では刺激証拠として画像加工やイラストへの置き換え等が行われるような写真も、本講義では加工せずに提示する。
- ・講義内では具体的事例を取り上げることがあるので、守秘を遵守願いたい。
- ・実務活動見学は、担当教員の本務先である茨城県つくば市において実施する予定である。

#### <成績評価方法>

成績評価方法は、①期末試験（筆記試験）80%、②平常点（主に実習への参加状況。各講義への欠席は減点する）20%とする。実務活動見学への参加状況は成績評価の対象としない。

## 特殊講義（情報法）

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 米 丸 恒 治

### <授業の目的と到達目標>

科目は、法律基本科目を履修した学生に対して、情報法の基礎知識とその基本的なテーマについて身につけてもらうことを到達目標としている。その際、できるかぎり法曹に必要な情報法の取扱いに留意して進めるほか、他の開講科目でも扱われているテーマについては、そうした内容についても振り返ってもらいながら授業を進めていく方針としている。

### <科目の概要と方針>

情報法なる法分野は、必ずしも統一的な内容・体系を形成してきているとはいえないものの、関連学会が複数存在していて最先端の研究テーマについても追求が行われている法分野である。本講義では、情報法の主要テーマを取り上げながら、基礎的・概観的な情報法の内容について学修してもらえよう授業を計画している。

授業では、2単位科目ということもあり、講義形式を中心としながらレジュメに沿ってテーマを扱っていく。他の関連科目に関わってくる部分では、履修生からの積極的な発言もしてもらいながら、やりとりができるように考えている。

履修生は、担当者編『18歳からはじめる情報法』（法律文化社、第2版改訂中）及び授業中に紹介する参考文献・ネット上のリソース等を手がかりにしながらか積極的な自習も進めてほしい。

### <科目の内容>

#### 第1講 情報法と憲法

主な内容：インターネットの利活用をめぐる様々な問題を想起した、憲法の保障する基本的人権との関わりの確認

ねらい：講義への導入として、憲法の保障する諸権利が、情報法の様々なテーマと関係してきていることについて、復習と確認を行う。

#### 第2講 情報の財産的保護法制—知的財産法制の概観

主な内容：情報を財産権として保護する知的財産法制の諸分野・概要

ねらい：情報法の分野でも、独自の発展を遂げている知的財産法制について、情報法の一分野として概観し、現在生じつつある新たな法律問題について学修する。

#### 第3講 情報通信法制の概要

主な内容：情報社会を基盤法制として支える情報通信法制

ねらい：われわれのインターネット等の利用がどのように法制度上制度化され、規制法の上で実現しているかについて学修し、ユニバーサルサービス保障についても学ぶ。

#### 第4講 サイバースペースにおける表現とその規制

主な内容：ネット上の性表現の規制と性表現の実態の概観・わが国の性表現規制の問題点

ねらい：ネット上の表現の自由の現実と法律問題について、性表現を中心テーマとしつつ、国法による規制の限界等についての認識を深める。

#### 第5講 ネット上の表現による名誉毀損・営業妨害

主な内容：ネット上の表現による名誉毀損・営業妨害行為などの表現行為とその限界についての民事・刑事法的な規制等

ねらい：ネット上の表現行為の易拡散性などを前提として、名誉毀損や営業妨害などに対する法的な対応の現状と課題についての認識を深める。

#### 第6講 プロバイダの役割と責任

主な内容：情報流通プラットフォーム対処法を中心とした基盤法制としてのプロバイダをめぐる法制度

ねらい：ネット上でプロバイダ(SNS含む)が果たす各種の役割に応じた法的責任分配のあり方と責任追及のための法的制度・法実務についての基礎知識を深める。

#### 第7講 ネット上の商取引、電子契約の基礎

主な内容：ネット上の商取引、電子契約を規律する基本的な法制度

ねらい：ネット上の商取引に適用される基本的な法規律について、理解を深める。

#### 第8講 デジタルデータの真正性・完全性確認のための技術と法制度

主な内容：デジタルデータの真正性・完全性を検証するための基本的な技術要素である電子署名・タ

## イムスタンプの技術と関連法律の概観

ねらい：電子署名及びタイムスタンプの技術の役割・仕組みとそれらに関連する法令についての基本的な理解を深める。

### 第9講 電子証拠の取扱い

主な内容：電子証拠の取扱いをめぐる手法・課題

ねらい：電子証拠の法的取扱いをめぐる基本的な知識を深める。

### 第10講 個人情報保護と利活用

主な内容：個人情報保護法制の概要とネット上の諸問題

ねらい：個人情報保護法制の基本について理解を深めるとともに、ネット上での問題点についても理解を深める。経済安全保障推進法等についてもふれる。

### 第11講 スパムメールの法規制

主な内容：スパムメールを規制する諸法制度と考え方

ねらい：スパムメール規制をめぐる法制度についての基本的な意義と内容について理解を深める。

### 第12講 ネット関連の情報セキュリティ確保と法

主な内容：情報セキュリティに関わる法規制

ねらい：情報セキュリティに関わる法規制の現状と課題についての理解を深める。

### 第13講 行政手続の電子化・オンライン化

主な内容：行政手続（含訴訟手続）のオンライン化をめぐる法制度

ねらい：行政手続オンライン化法の内容及び動向についての理解を深める。

### 第14講 民間部門の電子化・オンライン化

主な内容：民間部門のDXの基礎となるe-文書法、電子帳簿保存法などの法制度

ねらい：民間部門の電子化・オンライン化を推進するための法制度の現状と課題についての基本的な理解を深める。

### 第15講 公共情報の情報公開と利活用

主な内容：行政情報公開法制を中心とする、公共情報の情報公開制度・利活用制度

ねらい：情報公開法制の概要、オープンデータの利活用をめぐる現状と課題等についての理解を深める。特定秘密保護法の概要についてもふれる。

## <使用する教科書・参考書>

教科書：担当者編『18歳からはじめる情報法』（法律文化社、第2版、前期中に第3版）

授業内容自体については、比較的詳細なレジュメを配布し、それに沿って進める。

参考書：実務関連のものも含めて、授業の各時間・テーマ毎に適宜紹介していく。

## <成績評価方法>

①期末試験80%、②レポート課題と平常点（レポート内容と討論参加等の平常点評価）20%の合算で最終評価を行う。